年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 126 件

国民年金関係 24 件

厚生年金関係 102 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 85 件

国民年金関係 47 件

厚生年金関係 38 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から50年2月まで

② 平成元年10月

私は、20 歳になった頃に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年7月頃に第3号被保険者資格取得の届出手続をしたときに払い出されており、当該期間直前の平成元年9月の保険料について第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った上で現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、また、平成元年12月5日に資格取得日が昭和61年4月1日から45年12月6日に記録整備されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録整備時点までは、当該期間を含む61年3月までの期間が全て未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできなかったこと、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年7月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

私は、昭和 53 年2月に夫婦二人分の国民年金の付加保険料の納付の申出をし、ずっと付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきている。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、付加保険料の納付の申出をした昭和53年2月から申立期間を除き付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付していること、申立人は申立期間直前の57年6月に転居しており、転居先の区では、付加保険料の納付の申出をしていた被保険者が6月に転入してきた場合、第2期(7月から9月)分から付加保険料を含めた納付書を作成し、付加保険料に関する情報の入手が遅れたときは、定額保険料の納付書を送付した後に付加保険料の納付書を送付していたと説明しており、申立人は申立期間の付加保険料に係る納付書を受け取っていたものと考えられ、申立人が申立期間の付加保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年7月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

私の妻は、昭和 53 年2月に夫婦二人分の国民年金の付加保険料の納付の申出をし、 ずっと付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきている。申立期間の付加保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、付加保険料の納付の申出をした昭和53年2月から申立期間を除き付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付していること、申立人は申立期間直前の57年6月に転居しており、転居先の区では、付加保険料の納付の申出をしていた被保険者が6月に転入してきた場合、第2期(7月から9月)分から付加保険料を含めた納付書を作成し、付加保険料に関する情報の入手が遅れたときは、定額保険料の納付書を送付した後に付加保険料の納付書を送付していたと説明しており、申立人は申立期間の付加保険料に係る納付書を受け取っていたものと考えられ、申立人の妻が申立期間の付加保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から57年3月まで

② 昭和59年4月から60年7月まで

③ 昭和60年8月

④ 平成元年4月から2年3月まで

⑤ 平成2年5月から3年3月まで

私は、昭和56年11月頃に国民年金の加入手続をし、平成3年頃までの間に数回に わたり国民年金保険料の免除申請をしていた。4年2月に保険料の追納の知らせが届 いたので、社会保険事務所(当時)に行き納付書をもらって免除となっていた期間の 保険料を追納した。また、12年2月に再度、追納の連絡があり、社会保険事務所に 行き納付書をもらって追納保険料を一括で納付した記憶がある。申立期間①、②、④ 及び⑤の保険料が免除とされ、③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、当該期間は 11 か月と短期間であり、申立人の妻は当該期間を含む平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料を 12 年2月に追納していることがオンライン記録で確認でき、この追納時点では、当該期間の保険料は追納することが可能であったほか、申立人が同年2月に追納したとする金額は、当該期間の追納保険料額と申立人の妻の上記追納保険料額との合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び④については、申立人が当該期間の保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料を追納した期間、納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人が保険料を追納したとする平成4年2月時点では、申立期間①のうち昭和56年11月から57年1月までの期間は時効により保険料を追納することができない期間であり、申立人が保険料を再

度追納したとする平成 12 年2月時点では、申立期間①、②及び④のうち元年4月から 2年1月までの期間は時効により保険料を追納することができない期間であるほか、申立人は、4年2月に追納した保険料額を 10 数万円としているが、当該時点で追納することが可能な申立期間①のうち昭和 57 年2月及び同年3月、申立期間②、④、⑤並びに追納済みである 57 年4月から 59 年3月までの期間の保険料額は約 42 万円で、申立人が説明する金額と相違しており、申立期間④は申立人の妻も申請免除期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は当該期間の保険料の免除申請を行った記憶が無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人は、当該期間の保険料を追納したと説明しているが、追納の対象となるのは「免除された保険料」であり、当該期間は、記録上免除期間とされていないこと及び前述のとおり免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、保険料を追納することはできない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで

私は、結婚を契機に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続をし、夫の国 民年金保険料と併せて二人分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き婚姻後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年5 月頃の時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人が自身の保険料と併せて納付していたとする、申立人の夫の申立期間の保険料は過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私の妻は、婚姻後、私の国民年金の加入手続をした際、2年間は国民年金保険料を 遡って納付できると聞いたため、約15万円の保険料を遡って納付した。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付書が同年10月に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の妻が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 59 年4月から同年6月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、当該期間の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧であること、上記過年度納付書作成時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7月から61年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から43年3月まで

② 昭和47年7月から同年9月まで

③ 昭和49年1月から同年3月まで

私の母は、私が20歳になる昭和37年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、 実家の店が55年4月に厚生年金保険適用事業所になるまでの期間の国民年金保険料 を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年7月頃に妻と連番で払い出されており、申立人は同年4月以降、当該期間を除き55年4月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を全て納付していること、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間を含む36年4月から60歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人は、昭和37年*月頃に母親が加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は、上記のとおり、当該期間後の43年7月頃に払い出されていること、当該払出時点で、当該期間のうち41年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の41年4月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能ではあったが、申立人は、母親から遡って保険料を納付したと聞い

た記憶が無いとしていること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7月から同年9月までの期間及び 49 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 52 年4月以降、国民年金保険料を全て納付しており、 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 52 年2月又は同年3月の時点で、申 立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であるほか、申立人の保険料を納付 していたとする申立人の母親及び父親は、申立期間を含め国民年金制度が発足した 36 年4月から平成4年3月までの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは 見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私が所持する国民年金手帳により、申立期間の国民年金保険料は納付していたことが確認できるが、年金事務所からは、昭和48年1月25日に加入者の取下げにより加入記録が取り消され、保険料は還付されていると説明された。私は、還付手続をしたことも還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされ、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認印により、申立期間の国民年金保険料は、昭和 44年2月から45年2月までの間に現年度納付されていることが確認できる。

また、特殊台帳には、「被用者年金加入者取下」により、申立期間の保険料を昭和48年1月25日に還付処理したとする記載はあるものの、申立人は申立期間当時、被用者年金の被保険者ではなかったことから、還付理由が不合理であり、行政側の事務処理に不手際が認められる。

さらに、還付金の支払いを記録した還付整理簿が保存されておらず、還付金を支払ったことは確認できないこと、申立人が所持する年金手帳によると、申立期間当時、申立期間は国民年金被保険者期間として管理されていたことなど、申立人は当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年6月まで

私は、夫が会社を退職した昭和 42 年4月頃、友人に勧められて夫と一緒に国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年5月から43年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は42年5月頃に申立人の夫と連番で払い出されており、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする夫は、夫の所持する国民年金手帳の検認印により、当該期間の保険料を全て現年度納付していることが確認できる。また、申立人は自宅に来る集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住する区における申立期間当時の保険料の徴収方法と一致しているほか、説明する納付額についても当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、一緒に保険料を納付していたとする夫については、オンライン記録及び年度別納付状況リストによると、当該期間の保険料は第3回特例納付により遡って納付されており、日本年金機構が保有する領収済通知書によると、当該期間の保険料は54年3月28日に納付されたことが確認できることから、特例納付されるまで当該期間の保険料は未納であったと考えられる。また、申立人はこの特例納付に関して保険料の納付時期、納付場所及び納付額の記憶が曖昧であり、申立人のオンライン記録及び年度別納付状況リストにおいても、当該期間の保険料が特例納付された記録は確認できないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和54年7月の婚姻を契機に国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替により納付していた。私は、申立期間直前の60年10月から12月までの保険料については、口座振替済のお知らせのハガキを所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 54 年7月に国民年金に加入して 以降、申立期間を除き国民年金保険料に未納は無く、5回の種別変更手続についても適 切に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は申立期間中の昭和 61 年3月6日に転居しており、オンライン記録によると、申立人の最初の被保険者資格取得の記録が、同年3月 26 日に任意加入から強制加入に変更処理されていることから、申立人は、転居して間もなく転入先の市で国民年金の住所変更手続を行ったものと推察され、転入先の市では、同年3月に当該手続が行われた場合、申立期間の保険料が未納であれば、当該保険料に係る現年度納付書を発行していたと説明しているほか、当該納付書により保険料が納付されなかった場合は、所轄社会保険事務所(当時)から当該保険料に係る過年度納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 62 年4月に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した際に、保険料の口座振替が始まるまで納付書により保険料を納付していたと説明しており、オンライン記録においても、同年同月以降の保険料については納付済みになっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年4月から 48 年5月までの期間及び同年 12 月から 50 年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年6月まで

私は、私の母に勧められて婚姻後の昭和 43 年4月に国民年金の任意加入手続を行い、区役所出張所や郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間のうち、48 年6月から同年 11 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であったが、引き続き国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60 歳に至るまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立期間当時、申立人と同居し、申立人に保険料納付を促していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した 36 年4月から60 歳に至る49 年*月までの保険料を完納している。

また、申立期間のうち、昭和48年6月から同年11月までの厚生年金保険の被保険者期間については、平成19年2月に申立人の基礎年金番号の年金記録に記録統合されるまで国民年金の加入期間であったことから、申立期間当時は申立人に対して納付書が交付されていたものと考えられるほか、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、昭和48年6月から同年11月までについては、申立人は、厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年9月まで

② 昭和56年7月から58年9月まで

③ 昭和61年7月から同年12月まで

④ 昭和62年4月から同年9月まで

⑤ 平成6年3月及び同年4月

私は、未納期間の国民年金保険料を全て納付すれば国民年金の受給資格を得ることができるようになるという時期に約100万円の保険料を納付した。その後は資金があるときに、市役所で保険料をまとめて納付するなどして、未納が無いように保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人は、60歳到達後、 平成6年3月28日に国民年金に任意加入していること、及び当該期間直後の同年5月 以降の国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、 同年5月から8年10月までの保険料の納付年月が申立人と同一年月である申立人の長 男は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られ ない。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④について申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は昭和36年4月から38年5月までの期間及び39年1月から44年3月までの期間の89か月分の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳に到達するまで保険料を納付したとしても納付月数は211か月であり、国民年金の受給資格期間(300か月)を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数分の保険料の特例納付を行った

と考えられること、申立人が納付したとする金額も、納付済みの特例納付の保険料及 び当該期間の保険料の合計額と大きく異なることなど、申立人が当該期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。申立期間②、③及び④に ついては、申立人は保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、これらの期間の大部分 は申立人の長男も未納であるなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年 3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和49年4月から平成22年8月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年7月頃に払い出されており、当該 払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間直 後の49年4月から50年3月までの保険料が過年度納付されていることなど、申立内容に 不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から47年3月まで

② 昭和47年5月及び同年6月

私は、昭和 47 年4月に国民健康保険の加入手続をするため区の出張所に出向いたが、窓口職員から国民年金に加入し未納分の国民年金保険料を納付するよう言われたため、国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年12月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の手帳記号番号は上記のとおり昭和48年12月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出直後の49年1月から50年12月まで第2回特例納付が実施されているが、申立人は納付した当該期間の保険料の金額は1万円以内であると説明しており、当該期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違し、当該期間の保険料を特例納付したとは考えにくいこと、申立人は昭和48年12月7日発行と記載された年金手帳を1冊所持しているが、ほかの手帳を所持したことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年5

月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月及び同年3月

② 平成5年7月から同年9月まで

私は、平成5年2月の会社退職時に会社の担当者から勧められ、同年同月末ごろに 国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付書が送付されて来たが、失念し て保険料を納付していなかったところ、同年 10 月に市役所から保険料納付の督促の はがきが送付されて来たため、同年 11 月に市役所内の金融機関窓口で2冊の納付書 により保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は平成5年11月に市役所内の金融機関窓口で2冊の納付書により当該期間の国民年金保険料を納付したと具体的に説明しており、オンライン記録によると、同年7月6日に当該期間の保険料に係る過年度納付書が作成されていること、及び当該期間直後の同年4月の保険料は同年11月に現年度納付されていることが確認でき、当該現年度納付の時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立期間当時、同市役所内には保険料を収納する金融機関が存在していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録によると、申立人が当該期間当時に居住していた市で払い出された国民年金手帳の記号番号については、被保険者資格の取得及び喪失の記録が、当該期間より前の平成5年5月1日の資格喪失までの記録となっていること、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号をもとに付番されており、前述の手帳記号番号が9年1月以降に基礎年金番号に統合されたことにより、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が整備され、当該

期間は未加入期間から未納期間に記録整備されたものと考えられること、当該整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私は、昭和 50 年7月に会社を退職し、しばらくしてから区役所で国民年金の加入 手続を行い、それまでの未納の国民年金保険料については、自身の分は全て、夫の分 は納付可能な保険料を遡って一括納付した。夫は申立期間の保険料が納付済みである のに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年9月時点で、申立期間は保 険料を過年度納付することが可能な期間であるほか、申立人が保険料を一緒に遡って納 付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みである。

また、申立人の還付・充当・死亡一時金等リストには、申立期間後の昭和 52 年4月 から同年12月までの保険料を、誤納付したとして53 年4月に還付決議した記録があるが、この時点では、申立期間のうち51 年1月から同年3月までは保険料納付の時効が成立する前であるため、当該期間の保険料が未納であれば還付金の一部を充当していたはずであり、充当せずに全額還付していることから、当時は当該期間は未納期間として記録管理されていなかったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月、同年7月、60年12月及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和58年6月及び同年7月

② 昭和60年12月及び61年1月

私は、昭和 53 年7月に国民年金の任意加入手続を行い、その後は第3号被保険者となる直前の 61 年3月まで、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、当該期間 前後の期間を含め国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間②については、オンライン記録により、当該期間直前の昭和60年10月及び同年11月の保険料が同年同月30日に、当該期間直後の61年2月及び同年3月の保険料が同年同月31日に納付されていることが確認でき、当該期間は、それぞれの納付時点で保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月から45年3月までの期間及び47年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から56年3月まで

私は、区役所から来た職員に勧められ国民年金に加入し、過去の未納分の国民年金 保険料については妻が1回20万円ぐらいの額を3回、合計60万円を超える額の保険 料を遡って納付してくれた。その後は、妻が保険料を納付してくれていたはずである。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、第3回特例納付で納付することができる昭和39年6月から53年3月までの期間については、申立人の国民年金の手帳記号番号は54年3月頃に払い出されており、当該期間は平成19年6月6日に昭和42年9月及び45年4月から47年11月までの厚生年金保険被保険者期間が追加訂正されるまでは強制加入期間であり、特例納付することが可能であったこと、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、55年5月に結納をする前に申立期間の60万円を超えるくらいの額の保険料を3回に分けて、特例納付で納付したと説明しており、当該納付時期は第3回特例納付実施期間中であったこと、申立人の妻が納付したとする合計額は当該期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額とおおむね合致していること、申立人は、遡って納付した保険料月額を4,000円と記憶しており、第3回特例納付の保険料額と合致すること、申立人から提出のあった預金通帳から、納付当時、特例納付することが困難な状況にはなかったと考えられることなど、申立人の妻が、当該期間の保険料を第3回特例納付で納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間のうち、昭和 54 年4月以降の期間については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は納付書が送られてきたら保険料を納付していたと思うと説明しており、前述の手帳記号番号払出日から当該期間の現年度納付書は発行されて

いたと考えられること、当該期間直後の56年4月から60歳に到達するまでの期間の保険料は全て納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、昭和 45 年4月から 47 年 11 月までについては、申立人は厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年 12 月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から7年7月まで

② 平成8年12月から9年3月まで

私は、会社から解雇され収入がなくなったので、区役所で申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をした。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、会社から解雇され収入がなくなったため、国民年金保険料の免除申請を行い、その後家賃も払えない状態になったので申立期間直後に友人宅に転居し、転居先でもすぐに保険料の免除申請を行ったと説明しており、その内容は具体的であるほか、オンライン記録及び戸籍の附票から、申立人は、平成8年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、9年4月10日に転居し、転居先の区で同年5月6日に当該期間直後の平成9年度の保険料の免除申請手続を行っていることが確認できること、上記の状況は、保険料免除基準における失業等の理由により保険料の拠出が困難と認められるときの要件に該当すると考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間直前に会社から解雇され、最初に保険料の免除申請をした後、年度ごとに免除申請していたと説明しているが、当該期間は平成4年度から8年度にまたがっており、また、申立人は当該期間当時住所の変更はなく、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に係る免除申請の事務処理を連続して誤ったとは考えにくいなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年 12月から9年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年11月及び16年8月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月から12年8月まで

② 平成15年11月

③ 平成16年8月から17年3月まで

私は、仕事の都合で納付時期が遅れることがあったが、コンビニエンスストアで国 民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間は1か月、8か月といずれも短期間であり、申立人は、平成14年9月の婚姻前後から国民年金保険料の現年度納付及び過年度納付を開始しており、同年10月に過年度納付した12年9月以降の保険料は当該期間を除き全て納付済みであるほか、申立期間③直後の平成17年度の保険料は17年4月に前納されており、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付又は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料はコンビニエンスストアで納付していたと説明しているが、コンビニエンスストアでの保険料の納付は平成16年2月から開始されており、当該期間当時は取り扱っていなかったほか、申立人は、金融機関で保険料をまとめて納付したことがあると説明しているものの、当該期間直後の保険料は時効直前に納付されていることが確認でき、現年度納付についてはコンビニエンスストア以外の納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年11

月及び16年8月から17年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、離婚した昭和 57 年4月頃に国民年金の加入手続を行った。その時に、2年 分の国民年金保険料を遡って納付できると聞いたので、数回に分けて遡って納付した。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年4月から同年6月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直前の55年4月から同年12月の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで

② 昭和61年4月から同年6月まで

私の義母は、私が結婚した昭和50年3月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、義母が「保険料の督促状が送られて来たら、私が全て納付していた。」と話していたのを聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②について、申立人の義母は、「国民年金保険料の督促状が送られて来たら私が全て納付していた。」と述べており、また、オンライン記録によると、当該期間の前後の期間である昭和61年1月から同年3月までの期間及び同年7月から63年9月までの期間の保険料が、62年1月から平成2年10月までの期間において過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の②における申立人の夫の保険料は、オンライン記録によると、納付済みであることが確認できることなどから、申立内容に一定の整合性が認められる。

2 一方、申立期間の①について、当該期間直後の昭和57年4月から58年3月までの期間は、オンライン記録によると、申請免除期間とされ、平成2年12月に保険料が追納されていることが確認できるが、申立人の申立期間の①の保険料は、申立人の夫と同様に未納とされていることが確認できる。

加えて、申立人の義母が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことを示す 家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の義母が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②のうち、申立期間の②の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 62 年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで

② 昭和62年4月から同年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。母は、私が昭和 50 年3月に結婚してからも、私たち夫婦二人分の申立期間の①及び②に係る保険料を納付してくれていた。私は、母が「保険料の督促状が送られて来たら、私が全て納付していた。」と話していたのを聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②について、申立人の母は、「国民年金保険料の督促状が送られて来たら私が全て納付していた。」と述べており、また、オンライン記録によると、当該期間の前後の期間である昭和61年1月から62年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の申立人の保険料が、昭和62年1月から平成2年7月までの期間において過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の②における申立人の妻の保険料は、オンライン記録によると、納付済みであることが確認できることなどから、申立内容に一定の整合性が認められる。

2 一方、申立期間の①については、当該期間直後の昭和57年4月から58年3月までの期間は、オンライン記録によると、申請免除期間とされ、平成2年12月に保険料が追納されていることが確認できるが、申立人の申立期間の①の保険料は、申立人の妻と同様に未納とされていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家 計簿、確定申告書等の関連資料が無い。 このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②のうち、申立期間の②の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、<申立期間>(別添一覧表参照)は<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 生 年 月 日 : 住 所 : 別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A法人(現在は、B法人)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出のあった「明細書控(賞与)」により、申立人は、申立期間において、 賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて いたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「明細書控(賞与)」において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、<申立期間>(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、 当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件59件(別添一覧表参照)

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17548		Ħ	昭和46年生		平成15年7月28日	10万 円
1/048		男			平成15年12月10日	52万 9, 000円
17540		+-	昭和21年生		平成15年7月28日	63万 円
17549		女			平成15年12月10日	72万 5, 000円
17550		男	昭和43年生		平成15年7月28日	61万 2, 000円
17550					平成15年12月10日	70万 1, 000円
17551		女	昭和48年生		平成15年7月28日	54万 円
17331					平成15年12月10日	62万 1, 000円
17552		女	昭和49年生		平成15年7月28日	46万 8, 000円
17553		女	昭和52年生		平成15年7月28日	42万 2, 000円
17554		男	昭和50年生		平成15年7月28日	49万 8,000円
17334		カ			平成15年12月10日	57万 2, 000円
17555		女	昭和53年生		平成15年7月28日	40万 9, 000円
17333		х			平成15年12月10日	47万 円
17556		女	昭和53年生		平成15年7月28日	40万 9, 000円
17330		х			平成15年12月10日	47万 円
17557		女	昭和52年生		平成15年12月10日	21万 8, 000円
17558		女	昭和33年生		平成15年7月28日	15万 円
17330					平成15年12月10日	15万 円
17559		女	昭和15年生		平成15年7月28日	67万 7, 000円
17000					平成15年12月10日	77万 9, 000円
17560		女	昭和17年生		平成15年7月28日	49万 円
17561		女	昭和20年生		平成15年7月28日	72万 円
17001					平成15年12月10日	82万 8,000円
17562		男	昭和37年生		平成15年7月28日	55万 1,000円
17002					平成15年12月10日	63万 6,000円
17563		女	昭和25年生		平成15年7月28日 50万 4	50万 4,000円
17000					平成15年12月10日	57万 9,000円
17564		男	昭和43年生		平成15年7月28日	53万 8,000円
1 / JU4 					平成15年12月10日	61万 8, 000円
17565		女	昭和48年生		平成15年7月28日	47万 5, 000円
17000					平成15年12月10日	57万 8, 000円
17566		女	昭和45年生		平成15年7月28日	48万 1, 000円
17567		女	昭和33年生		平成15年7月28日	45万 1, 000円

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17500		女	昭和38年生		平成15年7月28日	41万 8, 000円
17568					平成15年12月10日	62万 円
17569		男	昭和52年生		平成15年12月10日	18万 6, 000円
17570		Ħ	叨和女		平成15年7月28日	48万 6, 000円
17570		男	昭和44年生		平成15年12月10日	57万 円
17571		男	昭和48年生		平成15年7月28日	44万 7, 000円
17571					平成15年12月10日	51万 4,000円
17572			昭和53年生		平成15年7月28日	41万 9, 000円
1/3/2		女			平成15年12月10日	48万 2, 000円
17573		男	昭和44年生		平成15年7月28日	39万 8,000円
17073		Ji			平成15年12月10日	60万 2, 000円
17574		女	昭和52年生		平成15年7月28日	42万 2, 000円
17374		*			平成15年12月10日	48万 6, 000円
17575		女	昭和39年生		平成15年7月28日	58万 6,000円
17373		*	四和33千王		平成15年12月10日	68万 5, 000円
17576		女	昭和32年生		平成15年7月28日	63万 4, 000円
17370		<u> </u>			平成15年12月10日	72万 9, 000円
17577		女	昭和23年生		平成15年7月28日	53万 5,000円
17377					平成15年12月10日	63万 2, 000円
17578		男	昭和54年生		平成15年7月28日	40万 2, 000円
17376					平成15年12月10日	46万 2, 000円
17579		男	昭和41年生		平成15年7月28日	45万 6,000円
17373					平成15年12月10日	52万 8,000円
17580		男	昭和50年生		平成15年12月10日	17万 3, 000円
17581		女	昭和39年生		平成15年7月28日	15万 円
17301					平成15年12月10日	15万 円
17582		男	昭和39年生		平成15年7月28日 54万 F	54万 円
17302					平成15年12月10日	62万 1, 000円
17583		女	昭和30年生		平成15年7月28日	48万 2, 000円
17363					平成15年12月10日	55万 5,000円
17584		女	昭和24年生		平成15年7月28日	48万 2, 000円
17304					平成15年12月10日	55万 5,000円
17585		女	昭和34年生		平成15年7月28日	44万 4, 000円
17000			PH¶HUT++T		平成15年12月10日	51万 1, 000円

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17586		+-	昭和41年生		平成15年7月28日	58万 7, 000円
		女			平成15年12月10日	67万 6, 000円
17587		男	昭和35年生		平成15年12月10日	42万 円
17588		+-	昭和38年生		平成15年7月28日	72万 8, 000円
1/366		女			平成15年12月10日	83万 8,000円
17589			昭和46年生		平成15年7月28日	56万 3,000円
17509		女			平成15年12月10日	65万 1, 000円
17500		+-	昭和49年生		平成15年7月28日	46万 9, 000円
17590		女			平成15年12月10日	53万 9,000円
17501		-4-	昭和26年生		平成15年7月28日	50万 4,000円
17591		女			平成15年12月10日	58万 8,000円
17500		-4-	叩和女女		平成15年7月28日	15万 円
17592		女	昭和37年生		平成15年12月10日	15万 円
17500		4-			平成15年7月28日	48万 1, 000円
17593		女	阳和48年生 		平成15年12月10日	55万 3,000円
17504		女	昭和51年生		平成15年7月28日	42万 5,000円
17594					平成15年12月10日	50万 4, 000円
17505		男	昭和48年生		平成15年7月28日	50万 4, 000円
17595					平成15年12月10日	58万 円
17500		女	昭和47年生		平成15年7月28日	10万 円
17596					平成15年12月10日	48万 円
17507		女	昭和29年生		平成15年7月28日	54万 円
17597					平成15年12月10日	62万 1, 000円
17500		Ħ	昭和40年生		平成15年7月28日	58万 6,000円
17598		男			平成15年12月10日	67万 4, 000円
17500		女	昭和53年生		平成15年7月28日	42万 2, 000円
17599					平成15年12月10日	48万 6, 000円
17000		男	昭和47年生		平成15年7月28日	46万 8, 000円
17600					平成15年12月10日	53万 8,000円
17001		女	昭和25年生		平成15年7月28日	57万 2, 000円
17601					平成15年12月10日	65万 8,000円
17000		女	昭和30年生		平成15年7月28日	51万 9, 000円
17602					平成15年12月10日	59万 7, 000円
17600		女	叨红口八个上		平成15年7月28日	67万 7, 000円
17603			昭和20年生		平成15年12月10日	77万 9, 000円

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17604		女	昭和38年生		平成15年7月28日	72万 8, 000円
					平成15年12月10日	83万 8,000円
17605		男	昭和48年生		平成15年7月28日	47万 8, 000円
					平成15年12月10日	55万 3,000円
17606		男	四和佐年出		平成15年7月28日	56万 2, 000円
			昭和46年生 		平成15年12月10日	64万 7, 000円

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場(現在は、C社)における資格喪失日は、22年4月1日であると認められることから、申立人の同工場における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月30日から22年4月1日まで

A社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同工場で勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、資格取得年月日が昭和21年5月30日と記録されている申立人と同姓同名で生年月日の元号が相違している記録が確認でき、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも、事業所の名称がA社B(工場)、資格取得年月日が同年5月30日と記録されている申立人と同姓同名で生年月日の元号が相違している記録が確認でき、同台帳に記録されている氏名、生年月日、記号番号は上記払出簿と一致するところ、当該記号番号は基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっていることが確認できる。

また、上記被保険者台帳には、資格喪失年月日の記載が無く、欄外に「照会調査せるも喪失年月日が不明」とのスタンプが押されていることから、社会保険事務所における、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

一方、C社は、「当社で保管してある厚生年金保険被保険者台帳及び退職者台帳には対象者の氏名は記載されていない。また、その他の資料は保存期間経過により残っていない。」と回答していることからA社B工場において申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者は確認できない。

また、申立人は、A社B工場に1年ほど勤務し、同工場での業務内容や同僚等の氏名

を具体的に供述しており、同工場で勤務していた従業員も申立人と同じ同僚等の氏名を記憶していることから、申立人の証言の信びょう性は高いと判断でき、さらに、申立人は、次の事業所で昭和22年4月に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、同工場に21年5月30日から22年3月31日まで勤務していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において昭和 21 年5 月 30 日に被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同工場における資格喪失日は、22 年4月1日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から、300 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成5年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であった と認められることから、申立人の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から5年3月1日まで

② 平成5年3月1日から6年9月21日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額は、実際には 26 万円であったにもかかわらず8万円と記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。さらに、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額は、実際には 26 万円であったにもかかわらず 13 万 4,000 円と記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務 していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年1月1日より後の同年3月8日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は4年4月28日と記録され、また、標準報酬月額については、当初26万円と記録されていたところ、遡って同年10月の定時決定の記録が取り消され、8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を遡って記録する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人が同社の社名変更後の事業所であるB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成5年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬 月額は、当初、平成5年3月から同年12月までは26万円と記録されていたところ、 6年1月27日付けで、遡って13万4,000円に減額訂正されている上、申立人と同様 に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が30人確認できる。

このことについて、B社の事業主の子は、当時、社会保険事務所から社会保険料の 督促等をされたことがあり、社会保険事務所とは話合いをして指導してもらっている と聞いたことがある旨回答している上、同社において社会保険の手続を行っていた従 業員は、同社の経営は苦しく、社会保険料の滞納があったと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額丁正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年3月から6年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年7月16日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 53 年 5 月から 54 年 6 月までの標準報酬月額については、53 年 5 月から 同年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 54 年 6 月までは 8 万 6,000 円とすること が妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月31日から55年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 54 年 6月1日より後の同年7月 16 日付けで、遡って当初記録されていた 53 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年5月 31 日と記録されたことが確認できる上、申立人と同様に遡って被保険者資格を喪失している従業員が 15 人いることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、上記処理日に同社は法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である昭和54年7月16日に訂正することが必要である。

なお、昭和53年5月から54年6月までの標準報酬月額については、A社に係る当該 処理前の事業所別被保険者名簿における記録から、53年5月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から54年6月までは8万6,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和54年7月16日から55年5月1日までの期間について、 A社は既に解散しており、事業主は所在が不明であることから当該期間の厚生年金保険 料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から従業員に照会を行ったが、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、保険料控除をうかがわせる供述も得られないことから、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、 申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から33年11月1日まで

厚生年金保険の期間照会について回答を受け取ったときに脱退手当金を受給していることを初めて知り、受給した記憶が無かったので申立てをした。会社での健康診断に疑念を感じ、病院で診察してもらい肺結核との診断で直ちに入院し、そのまま会社には行かず連絡も取らなくなり、自然に辞めた形となった。支給されたという証拠となるものを教えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者記録について、昭和31年10月までの標準報酬月額の記載はあるものの、資格喪失日の記載がされておらず、しかも、それ以降の記録が記載されていると考えられる名簿も保存されていない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても同年10月までの標準報酬月額の記載となっており、申立人の資格喪失日及び資格喪失日までの標準報酬月額を確認することができず、脱退手当金支給金額を算出することが不可能であるなど、申立人の厚生年金保険に係る記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。また、申立人の上記被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示についても確認することができない。

さらに、申立人のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年11月1日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす13名のうち、脱退手当金の受給記録がある者は申立人を含め6名いるが、そのうち5名は資格喪失後10か月以上経過後に脱退手当金が支給決定されている上、連絡先が把握できた9名の者にA社における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできず、そのうち1名は自分の意思で請求したと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求

したとは考え難い。

加えて、申立人は、A社を退職したのは、「会社に連絡をせず、自然退職した形であった。当時は厚生年金保険制度や脱退手当金についての認識は無かった。」旨述べており、当時の同僚も「脱退手当金の制度を知らなかったし、会社から説明を受けていない。」旨供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月3日は63万5,000円、17年12月5日は61万9,000円、18年12月5日及び19年7月5日は60万4,000円、同年12月5日は59万円、20年7月4日は83万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月3日

- ② 平成17年12月5日
- ③ 平成18年12月5日
- ④ 平成19年7月5日
- ⑤ 平成19年12月5日
- ⑥ 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社の顧問先である社会保険労務士から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞 与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定するこ ととなる。 したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 3 日は 63 万 5,000 円、17 年 12 月 5 日は 61 万 9,000 円、18 年 12 月 5 日及び 19 年 7 月 5 日は 60 万 4,000 円、同年 12 月 5 日は 59 万円、20 年 7 月 4 日は 83 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、上記社会保険労務士は、届出については郵送したと思うが納付については不明としているが、これを確認できる資料は無く、また、オンライン記録により、申立期間当時、A社の申立人を含む被保険者5名に、標準賞与額の記録が複数回にわたり無く、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月21日は5万円、20年2月1日は20万円、同年12月22日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月21日

② 平成20年2月1日

③ 平成20年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給明細書(賞与)及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給明細書(賞与)において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年12月21日は5万円、20年2月1日は20万円、同年12月22日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和37年9月は2万2,000円、同年10月から同年12月までは2万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から同年4月28日まで

② 昭和36年4月28日から39年2月25日まで

③ 昭和39年1月から同年4月1日まで

A社で勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、同社で勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額になっている。また、B社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間の一部の給与支払明細書を提出するので、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和37年9月から同年12月までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書から、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書にお

いて確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和 37 年 9 月は 2 万 2,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、当時の事業主と経理担当者は既に死亡し、保険料の納付については不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和36年4月、同年5月及び38年12月から39年1月までの期間については、給与支払明細書が無く、また、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の事業主と経理担当者は既に死亡していることから、これらの者から申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和36年6月については、給与支払明細書において厚生年金保険料控除額の記載が無いこと、同年7月から37年8月まで及び38年1月から同年11月までの期間については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①について、申立人から提出のあった給与支払明細書から判断すると、申立 人が当該期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人から提出のあった昭和 36 年 3 月分の給与支払明細書において、 給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主及び経理担当者は死亡していることから、同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿には、健康保険の整理番号の欠番や遡って訂 正処理を行った等の不自然な記録は見当たらない。

申立期間③について、申立人から提出のあった給与支払明細書から判断すると、申立 人が当該期間においてB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該期間のうち、昭和 39 年1月から同年 2月 25 日までの期間について、申立人はA社において厚生年金保険被保険者となって いることが確認できる上、申立人から提出のあった同年2月分及び同年3月分の給与支払明細書において、給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、B社の人事担当者は、当該期間の人事関係書類は処分しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である旨供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務していた従業員3人に照会したが、全員、申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生 年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年 12 月3日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月30日から5年12月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格 喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年11月30日)よ り後の平成5年12月22日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消 され、遡って3年11月30日と記録されていることが確認できる上、申立人のほか、事 業主を含む二人の資格喪失日が同様に記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は適用事業所でなくなった日 以降も、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間において厚生 年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該 適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人が平成3年11月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である5年12月3日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記処理前のオンライン記録から、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社から A社に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答書、親会社であるB社から提出された申立人に係る個人台帳及びB社の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間にB社及びA社に継続して勤務し(昭和41年10月1日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の 社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保 険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年12月12日の標準賞与額に係る記録を19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について届出を行っていなかった。

同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかった こと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年 12 月 1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書及び労働契約書等の資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び労働契約書並びにA社の取締役の供述により、 申立人は申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成8年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、上記労働契約書では、申立人の同社における契約開始日が7年12月1日であることが確認できる上、複数の従業員は、申立期間当時、同社ではソフトウェア開発職が6人勤務していた旨回答しており、同社が厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認でき

る保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成7年12月及び8年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 17624 (事案 10744 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和 24 年4月1日から同年8月2日までの期間について、申立人の A事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同 年8月2日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る 記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は3,900円、同年5月から同年7月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月から25年10月まで

B事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、期間は特定できないものの同事業所に勤務していたことは認められたが、保険料の控除を確認できないとして記録訂正は認められないとの通知を受けた。今回、新たに、同事業所の同僚の名前と共に、C部(以下「D」という。)の労働組合活動を同事業所内で行っていたこと、昭和 26 年1月から同年6月頃までの間に甥が小児結核に罹った際に薬剤を同事業所の事務長に手配してもらったことを思い出した。併せて、同事業所在籍時の部下からもらった年賀状を提出するので、再調査して申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てに対しては、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、期間は特定できないもののB事業所に勤務していたことは推認できるが、E要員が厚生年金保険の適用開始となったのは昭和24年4月1日であるのに、従業員の一人は、申立人は23年7月頃に同事業所を退職した旨供述していること、F省G局は、申立人のB事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらない旨回答していること及び保険料控除が確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないこと等によるというものであった。

しかし、今回の再申立てを受けて、H機構及び日本年金機構に申立人の厚生年金保

険の加入記録について照会したところ、H機構から提出された厚生年金保険個人別台帳及び日本年金機構から提出された厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と生年月日及び申立人が勤務したと主張する事業所名が相違(申立人の生年月日は大正 15年2月 20 日であるが両台帳では昭和2年4月1日、申立人が主張する勤務事業所名はB事業所であるが、両台帳の事業所記号から適用事業所名はA事業所)しているものの、両台帳に記載されている被保険者名は申立人と同姓同名である上、厚生年金保険の資格取得日は昭和 24 年4月1日、資格喪失日は同年8月2日であり、申立期間の一部と一致している未統合の記録が確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に 被保険者であった 11 人に照会したところ、申立人の氏名を記憶している者はいなか った。そのうち5人は同事業所以外の事業所に勤務したことがある旨供述している。

さらに、当該未統合記録の適用事業所であるA事業所とB事業所は、いずれもI県 J区内で距離にして約1キロメートルの場所にあることが確認できる上、A事業所及 びB事業所はK事務所所管のDの関連事業所である。

加えて、H機構の総務担当者は、同機構が管理する厚生年金保険の加入記録の中に、 申立人と同姓同名の加入記録は当該記録以外に無い旨供述している。

その上、オンライン記録から、申立人と同姓同名で昭和2年2月4日から9年4月までに生年月日がある 18 人に照会したところ、いずれもD及びその関連事業所に勤務したことは無い旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、申立人が昭和24年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年8月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者台帳の 記録から、昭和24年4月は3,900円、同年5月から同年7月までは5,000円とする ことが妥当である。

2 一方、申立期間について、申立人は、新たな情報及び資料として、同僚4人の名前、昭和23年7月以降にDに結成された労働組合の青年部部長としてB事業所を退職するまで同事業所内で活動をしていたこと及び26年1月から同年6月頃までの間に甥が小児結核でL病院に受診し、その際に必要な薬剤を同事業所の事務長に手配してもらったことを思い出し、併せて当時の部下から平成15年にもらった年賀状を提出している。

しかし、申立人が記憶していた同僚4人は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険 事業所別被保険者名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい ていずれも名前を確認することができない。

また、申立人は、昭和 23 年7月以降にDに結成された労働組合の青年部部長としてB事業所を退職するまで同事業所内で活動していたと主張しているが、M組合は、同組合の前身であるN組合の結成日について 21 年 11 月 24 日であった旨回答してい

る上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間 当時に被保険者であった 38 人に照会したところ、申立人の同事業所内での労働組合 活動を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、昭和 26 年1月から同年6月頃までの間に繋が小児結核でL病院に受診し、その際に必要な薬剤をB事業所の事務長に手配してもらったことを主張しているが、同病院の総務担当者は申立人の甥の受診記録について、当時の記録を保管していないため回答できない旨供述している上、薬剤を手配したとする同事業所の事務長の名前は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない。なお、申立人から提出されたB事業所在籍時の部下から平成 15 年にもらった年賀状については、前回の申立て時において既に調査、審議済みであり、新たな資料には該当しない。

以上のことから、申立期間のうち、昭和21年7月から24年4月1日までの期間及び同年8月2日から25年10月までの期間について、申立人からの新たな情報及び資料は、当初の決定を変更すべき事情に当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年9月は38万円、3年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成 10年10月から11年9月までは28万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間②のうち平成11年10月1日から12年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から平成4年2月まで

② 平成10年10月1日から12年5月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬 月額が、報酬額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②のうち、平成 11 年 10 月から 12 年 4 月までについて、B社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成2年9月及び3年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、2年9月は38万円、3年10月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業 主は、「オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づいて控除した厚生年金保険料を 納付していたと思う。」と供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情 が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給 与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険 事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立人の申立期間①のうち、平成元年9月、同年 11 月から2年1月まで、同年4月から同年8月まで、同年 10 月から3年4月まで、同年6月から同年9月まで、4年1月及び同年2月については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。また、申立人の申立期間①のうち、平成元年 12 月については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人の申立期間①のうち、昭和 59 年 5 月については、上記給料支払明 細書により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、申立人の申立期間①のうち、昭和 59 年1月から同年4月まで、同年6月から平成元年8月まで、同年 10 月、2年2月及び同年3月、3年5月について、申立人は厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書を所持していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」 及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、同社は、昭和 61年9月の随時改定及び62年10月の定時決定について、オンライン記録どおりの 標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

さらに、A社は、「上記通知書のほかに、当該期間当時の資料は無く、当該期間の

保険料控除額及び社会保険事務所に届け出た標準報酬月額については確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人の申立期間②のうち、平成10年10月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成11年10月から12年4月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に12万6,000円から28万円に標準報酬月額が訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(28万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(12万6,000円)となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額から、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月28日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務したことを確認できる在籍証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び申立人から提出された在籍証明書から、申立人は同社に継続して勤務し(同社B支店から同社C支店へ 異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが 認められる。

なお、異動日については、上記人事記録によると、申立人が昭和27年8月26日にA 社B支店から同社C支店へ異動したことが確認できるが、同社同支店に係る健康保険厚 生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社同支店は同年10月1日に厚生年金保 険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないこと、同社は、

「当社C支店は、昭和27年10月1日に開設されているため、それ以前に同支店を勤務 先として資格取得届を提出することは無い。また、申立人の申立期間の勤務地等は確認 できないが、申立期間も申立人が当社に在籍していたことは間違いない。」と回答して いることから、申立人は、同社B支店において被保険者資格を有していたと考えるのが 自然であり、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年10月1日とするのが妥当 である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 27 年 7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保 険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは 認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A局に係る厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同局における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和23年9月30日)及び資格取得日(昭和24年1月1日)を取り消すことが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、7,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月30日から24年1月1日まで

A局に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社(後に、A局)に 昭和20年10月1日にC社から出向し、24年11月1日に同社に復社するまで継続し て勤務し、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社のグループ会社であるD社の回答及び申立人が提出した従業員名簿等により、申立人がC社に昭和11年3月18日に入社し、51年4月30日に退職するまで継続して勤務し、その間、20年10月1日付けでB社に出向し、24年11月1日付けでC社に復社していることが確認できることから、申立人は、申立期間においてA局に勤務していたことが認められる。

また、申立人の同僚は申立期間にA局において被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚が、申立人と同様に同局の総務部に勤務していたとする従業員4人についても申立期間の加入記録が確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人は昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年9月30日に被保険者資格を喪失後、24年1月1日に再度資格を取得したとされているものの、A局に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格喪失年月日欄及び備考欄には標準報酬月額が記載されているところ、資格喪失日の記載を確認することができない。

また、日本年金機構では、「上記の被保険者名簿の備考欄に赤字で「23.9.30」と記載されていることから、この日付を被保険者資格の喪失日と判断する。」としているが、

上記の被保険者名簿に、申立人と同様に備考欄又は資格喪失日欄に日付が赤字で記載されている同僚一人及び従業員二人は、赤字で記載されている日付が資格喪失日となっていないことが確認できる。

さらに、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、2冊あることが確認できるところ、昭和24年5月1日付けの書換え後の被保険者名簿には、申立人の資格取得日は、同年1月1日と記載されているが、書換え前の被保険者名簿には申立人の資格取得日として同年1月1日の記載は確認できない。

これらのことから、社会保険事務所(当時)における申立人の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A局における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和23年9月30日)及び資格取得日(昭和24年1月1日)を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年1月の上記書換え後の被保険 者名簿の記録から、7,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬 月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年1月1日まで

A社B支店(現在は、C社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、 実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。 申立期間の給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額について、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額又は保険料控除額から、昭和48年10月及び同年11月は、8万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月の標準報酬月額については、上記の給料支 払明細書及び申立期間前後のオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料控除額から、 8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保 険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立 てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについ ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年12月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが判明した。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 14 年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当 時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無 いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。一方、申立期間のうち、平成14年10月及び同年11月については、上記給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年1月22日まで

同僚が年金記録確認第三者委員会に申立てをし、当該委員会から照会があったことがきっかけで、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比べ低いことが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年1月22日より後の同年2月7日付けで、20万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び当該遡及訂正が行われた時期において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の元代表者及び複数の従業員は、「申立人は営業担当であり、社会保険事務は担当していなかった。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成7年4月3日から18年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、当該期間のうち、8年12月から9年11月までは19万円、同年12月から10年9月までは20万円、同年12月から11年11月までは22万円、同年12月から13年11月までは26万円、同年12月から15年3月までは28万円、同年4月から同年11月までは34万円、同年12月から16年11月までは30万円、同年12月から17年8月までは32万円、同年9月から18年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 10 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月まで及び 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②から⑤までについては、それぞれ標準賞与額 10 万円に相当する 賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間の標 準賞与額に係る記録を、それぞれ 10 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月3日から20年4月1日まで

② 平成18年12月15日

③ 平成19年5月1日

④ 平成19年8月20日

⑤ 平成19年12月28日

A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録が無い。一部期間の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成7年4月3日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、平成7年4月3日から18年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、同年10月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、当該期間のうち、平成11年12月から12年11月まで、13年12月から14年11月まで及び17年12月から18年9月までの期間については、申立人から提出された一部期間の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに市役所から提出された13年度(12年分)及び15年度(14年分)の所得照会回答用証明書により、当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険 料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び所得照会回答用証明書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成11年12月から12年11月までは26万円、13年12月から14年11月までは28万円、17年12月から18年9月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成8年12月から10年9月まで、同年12月から11年11月まで、12年12月から13年11月まで及び15年12月から17年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、複数の同僚から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票では、ほとんどの期間においてオンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていること、また、複数の上記同僚は、毎年1月に昇給し、1年間、同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を8年12月から9年11月までは19万円、同年12月から10年9月までは20万円、同年12月から11年11月までは22万円、15年

12 月から 16 年 11 月までは 30 万円、同年 12 月から 17 年 8 月までは 32 万円とし、同年 9 月から同年 11 月までについては同年 9 月に厚生年金保険料率が改定されていることから、30 万円とすることが妥当である。

さらに、平成14年12月から15年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、申立人から提出された給与振込額が確認できる預金通帳の写しから、当該期間の給与振込額は、14年11月分の給与振込額とほとんど変わっておらず、当該期間も同年11月分と同額の厚生年金保険料が控除されていたと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、同年12月から15年3月までは28万円とし、同年4月から同年11月までについては、同年4月に厚生年金保険料率が改定されていることから、34万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、オンライン記録の標準報酬月額が、給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び所得照会回答用証明書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年4月から8年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないが、複数の同僚から提出された上記給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに複数の同僚の「入社直後は届出どおりの保険料控除額だった。」という証言から判断すると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると考えられる。

また、申立期間①のうち、平成 10 年 10 月及び同年 11 月については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないが、オンライン記録では、標準報酬月額は 20 万円と記録されており、申立人に係る 9年 12 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額が上記のとおり 20 万円であると判断されるところ、同年 10 月分及び同年 11 月分の給与振込額は同年 7 月分から同年 9 月分までの給与振込額と同額であることから、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると考えられる。

このほか、申立期間①のうち、平成7年4月から8年11月まで、10年10月及び同年11月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間 について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、平成18年10月から20年3月までの期間に係る標準報

酬月額については、オンライン記録によると、22万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに市役所から提出された平成20年度(19年分)の所得照会回答用証明書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間②から⑤までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、上記の厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

また、申立人及びA社の複数の同僚が「同社は毎年、10万円の賞与が年3回支払われていた。」と述べているところ、同僚の預金通帳により確認できる賞与の支払日、同僚から提出された賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票並びに市役所から提出された所得照会回答用証明書から判断すると、平成18年12月15日、19年5月1日、同年8月20日及び同年12月28日にそれぞれ10万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立期間②から⑤までの標準賞与額に係る記録を、それぞれ 10 万円 に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た平成8年3月から同年9月までは24万円、同年10月から9年1月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年6月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月7日から9年2月15日まで

A病院(後に、B病院)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。申立期間の給料明細及び雇用保険受給資格者証を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA病院における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年3月の資格取得時決定により24万円、同年10月の定時決定により28万円と記録されていたところ、申立人が同病院において被保険者資格を喪失した9年2月15日より後の同年4月2日付けで、遡及して当該記録が取り消され、16万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、A病院では、申立人のほかに 52 人の被保険者の標準報酬月額が、申立人と同じく平成9年4月2日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A病院の同僚は、「申立人は同病院で看護師として勤務していた。」と述べており、同病院に係る商業登記簿謄本では、申立人は同病院の役員ではなかったこと

が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月2日付けで行われた標準報酬月額の当該遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た8年3月から同年9月までは24万円、同年10月から9年1月までは28万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成8年6月から同年 10 月までの期間について、申立人から提出された給料明細により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに 見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い 方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成8年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明のため確認できず、これを確認できる関連 資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立 てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場(現在は、C社D工場)における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、C社D工場から提出された人事台帳及び在職証明書並びに同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社E工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記人事台帳に記載は無いが、申立人が、「昭和46年12月に異動した。正月はF地区で迎えた記憶がある。」と述べていること及びA社B工場における資格喪失日に係る記録から判断すると、昭和46年12月21日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 47 年 1月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C 社D工場は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月23日

② 平成19年6月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る支給控除項目一覧表及び支給明細により、申立人は、 平成15年6月23日及び19年6月19日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料 を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表及び支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月25日

② 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る支給控除項目一覧表及び支給明細により、申立人は、 平成19年6月25日及び20年3月31日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料 を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表及び支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(30万円)であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と相違している旨、厚生年金基金から連絡を受けたので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、28 万円と記録されているところ、A社が加入する厚生年金基金の加入員記録によると、昭和62年10月の定時決定により30万円とされていることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(38万円)であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬 月額が厚生年金基金の加入員記録と相違している旨、厚生年金基金から連絡を受けた ので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、34万円と記録されているところ、B社が加入する厚生年金基金から提出のあった算定基礎届の写しにより、平成7年10月の定時決定により38万円とされていることが確認できる。

また、上記厚生年金基金は、申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和36年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月17日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の社内報(昭和 37 年1月号)における異動記事及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し(昭和 36 年11月17日に同社C事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 36 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立期間当時、申立人の資格取得日に係る届出を誤ったことを認めていることから、 その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月の保険料について納入の告 知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

東京厚生年金17654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和22年8月18日)及び資格取得日(昭和23年8月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月18日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 昭和62年4月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 22 年6月1日に資格を取得し、同年8月18日に資格を喪失後、23 年8月1日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社から提出された退職者索引台帳、申立人が保管する同社における申立人 に係る永年勤続表彰状及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社において 継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者で連絡先が判明した32人に照会したところ、回答があった20人のうち、3人は申立人を記憶しており、そのうちの一人は、申立人は申立期間も継続して勤務しており、申立期間の業務内容や雇用形態に変更は無かったとしている。

さらに、上記の申立人を記憶していた3人は、申立人と同じ仕上工場に勤務していた としているところ、当該3人の厚生年金保険の被保険者記録が申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、

申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 22 年7月の 社会保険事務所(当時)の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年8月から23年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院(現在は、B会A病院)における資格喪失日に係る記録を昭和61年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月29日から61年1月1日まで

A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。大学より1年間の派遣契約だったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B会A病院から提出された在職証明書及びC大学が保管する人事記録により、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが認められる。

また、B会A病院は、申立期間の厚生年金保険の届出について、「当病院の届出に誤りがあり、12 月は 28 日が仕事納めになっており、当時の担当者が誤って 29 日を資格喪失日と記入したと思われる。」としており、昭和60年12月の厚生年金保険料については同年12月の給与から同年11月の保険料と併せて2か月分控除したものと考えられると回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様にC大学からA病院に派遣された申立人の前任の医師及び後任の医師に係る同病院における被保険者資格の喪失日は、いずれも退職日が属する月の翌月の初日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和60年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、B会A病院が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が社会保険事務所に対して資格喪失日を昭和60年12月29日として届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和21年12月1日、資格喪失日は22年6月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、480円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年6月頃まで

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、A社が保管する「組織表」の記録及び申立 人の供述から、申立人が申立期間において、同社B工場に勤務していたことが認められ る。

また、上記被保険者台帳によると、資格取得日は昭和21年12月1日、資格喪失日は 記載されていない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の氏名は確認できないが、本来、健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、資格取得日順に記載されているところ、同社に係る同名簿は被保険者氏名のイロハ順で記載されており、当時、同名簿の書換えが行われたことがうかがえるが、上記被保険者台帳と同名簿は整合していないことから、申立期間当時における同名簿の書換えが適切に行われたとは認め難く、社会保険事務所(当時)における年金記録の管理が適切でなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日を昭和21年12月1日、資格喪失日を22年6月30日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、480円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 14 年 9 月 30 日にA社を会社都合で退社し、同年 10 月 1 日にB社に入社した。申立期間の給与の支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に平成14年9月30日まで勤務し、同年10月1日からB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社及びB社の元事業主は、厚生年金保険料は翌月控除方式であったとしているところ、申立人から提出された平成14年10月25日支給のB社における給与の支給明細書において、厚生年金保険料の控除を確認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された支給明細書において確認できる報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、申立期間は適用事業所でなくなっているが、同社の商業登記簿謄本によると、同社が解散したのは平成14年11月*日であり、申立期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険

料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間においてA社が適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、厚生年金保険の適用事業所となることを社会保険事務所(当時)に届け出ていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部(後に、同社B本部。その後、同社C支店)における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社D部から同社B部への異動はあったが同社に継続して勤務しており、また、同社も事務手続誤りを認めていることから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「人事個人票(退職者)」、健康保険組合からの「組合員資格について(回答)」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和43年4月1日に同社D部から同社B部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和 43 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の手続誤りを認めていることから、社会保険事務所における記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、昭和 43 年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社C支社)における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月14日から同年6月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る人事台帳、同社の回答書及び担当者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の担当者によると、昭和 30 年代は必ずしも異動の発 令は1日に統一されていなかったため、申立人の人事発令日は34年5月27日であるが、 実際の異動日については雇用保険の加入日である同年6月1日であると思われる旨供述 していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 34 年4月の 社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明 としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと 判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月29日から同年6月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和33年5月29日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 33 年 6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年7月1日、資格喪失日が53年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった社員経歴から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和53年9月1日に同社C支店から同社D支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和53年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年8月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬 月額が直前の標準報酬月額よりも大幅に低く記録されているので、正しい記録に訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「入社後の履歴」によると、申立期間の基準給が、 オンライン記録の標準報酬月額である2万円に比べ高いことが確認できる。

また、C企業年金基金は、「厚生年金基金の加入員記録補正リスト(修正前)において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、8万6,000円と記録されている。」旨回答している。

なお、C企業年金基金は、厚生年金基金の代行返上の際に、基金の記録と国の記録の 照合で不一致があったため、申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録を、8万 6,000 円から2万円に訂正した旨回答しているところ、同企業年金基金から提出された 「国の記録と基金の記録不突合リスト」において、基金の標準報酬月額を8万6,000円 から2万円に訂正した記録が確認できる。

一方、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が、昭和46年10月の定時決定において8万6,000円、47年10月の定時決定において2万円、48年8月の随時改定において9万8,000円と記録されていることについて、管轄のD年金事務所は、当時の事情を知っている者がおらず、資料も保存されていないため確認できないが、基金の記録が正しいとされてもやむを得ないと思うとしている。

また、B社は、申立期間当時、6枚複写式の届出用紙を使用し、上2枚が基金、中2 枚が厚生年金保険、下2枚が健康保険となっていた旨回答しており、厚生年金基金及び 健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(8万6,000円)に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月16日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社D営業所から同社C支店に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された退職者カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和46年1月16日に同社D営業所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 46 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる給与支払報告書を提出するので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された事業所照会回答書によると、申立人は、 平成4年7月からはパートタイマーとして、同年10月1日から7年1月31日までは正 社員として勤務していることが確認できる。また、申立人が提出した同社の給与支払報 告書によると、退職年月日が同年1月31日と記録されている。

さらに、A社の正社員となった平成4年10月分の給与から厚生年金保険料が控除されており、当月控除であると考えられるところ、同社から提出された申立人に係る7年1月分の賃金台帳から、同年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成7年1月分の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難い。したがって、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月31日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年12月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社に継続して勤務しており、保険料控除が確認できる給料明細を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同日となっており、申立期間の加入記録が無い。

しかしながら、申立人から提出のあった退職証明書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、事業主は、A社が適用事業所でなくなった後は、給与から厚生年金保険料は控除していないと供述しているが、申立人から提出のあった給料明細3通からは、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、うち2通は「11 月分」及び「12 月分」と記載されていることから、平成4年11月分及び同年12月分の給料明細と認められる。また、支給月の記載の無い1通については、基本給の額が同年11月分以降と同額であることから、同年10月分の給料明細と推認できる。

さらに、事業主は、A社の給与は毎月20日締め25日払いであったとしているところ、 厚生年金保険料の控除月については不明としているが、月の初めでの入社の場合は、そ の月の支給額が少額となることを認めていることから、同社の保険料控除方法は、翌月 控除であったと考えるのが妥当である。

加えて、上記のとおり、A社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間についても法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月31日から 同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細において確認できる厚生年 金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年12月1日から同年12月15日までの期間について、申立人は、上記3通以外の給料明細を所持しておらず、同年10月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の当該期間に係る保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月25日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細において確認できる保険料控 除額及び賞与額から、75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、 当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 17675

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成9年2月28日であると認められることから、申立期間に係るB社における資格取得日(平成8年10月31日)及び資格喪失日(平成9年2月28日)を取り消し、申立期間のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月28日に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月15日から9年2月28日まで

申立期間において、A社に継続して勤務したが、一部の期間においてB社で勤務した記録となっている。また、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。A社では、取締役であったが営業部長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)である平成9年2月28日の後の同年4月7日付けで、当初59万円と記録されていたところ、遡って9万2,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、上記訂正日(平成9年4月7日)の後の平成9年11月6日付けで、当初記録されていたA社の同年2月28日の全喪日が取り消され、8年10月31日と訂正されたことが確認できる上、9年11月6日付けで、遡及して、B社における申立人の資格取得日が8年10月31日、資格喪失日が9年2月28日と記録されたことが確認できる。

当該記録について、日本年金機構C事務センターは、当該訂正処理の基となる届出書類等が無い旨回答しており、社会保険事務所(当時)における当該訂正処理の経緯等を確認することができない。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人はA社において平成8年4月 15 日に資

格取得し、申立期間において記録が継続していることが確認できる上、申立人は申立期間において同社で取締役営業部長として継続して勤務していたと供述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の取締役であったことが確認でき、また、同社の複数の元従業員は「申立人は申立期間当時、同社の営業部長として勤務していた。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記商業登記簿謄本では、A社は申立期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、A社の複数の元従業員は「申立人は営業部長であり、厚生年金保険関係事務に関与していなかった。」旨供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所でなくなった後に、申立人に係る標準報酬月額及び資格喪失日を遡って訂正し、かつ、B社における申立人に係る資格取得日及び資格喪失日を記録する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を取り消し、A社における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年2月28日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額についても、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案17676

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 12 年5月から同年11月までは26万円、同年12月は28万円、13年1月は26万円、同年2月及び同年3月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月31日から13年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、厚生年金保険関係事務に関与する立場とは無関係の会計監査業務補助スタッフであったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 12 年 5 月から 13 年 3 月までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において 19 万円と記録されているが、申立人が提出した申立期間の一部に係る給与明細書から、報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成12年5月から同年11月までは26万円、同年12月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 13 年 3 月の標準報酬月額については、12 年 7 月から 13 年 2 月までの給与明細書上の報酬月額は、いずれも標準報酬月額 28 万円に見合う額 であり、また、同年 2 月に控除された保険料額に見合う標準報酬月額も同様の 28 万円 であることが確認できる上、オンライン記録によると、同年 4 月 1 日付けで行われた 随時改定において、標準報酬月額が 28 万円とされていることから、同年 3 月の標準報酬月額は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 12 月については、申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票から、報酬月額に見合う標準報酬月額は 22 万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 19 万円であり、当該額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 12 年1月から同年4月までの期間の標準報酬月額については、A社は、当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和34年12月1日から35年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(B市)における資格取得日に係る記録を34年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月30日から同年10月1日まで

② 昭和34年10月1日から35年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたは ずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社(C市)において、昭和32年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年9月30日に資格を喪失後、35年6月1日に同社(B市)において再度資格を取得しており、34年9月30日から35年6月1日までの申立期間①及び②における被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和34年12月1日から35年6月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員による「申立人は、申立期間①及び②を通じて継続して勤務し、在籍中に勤務形態や業務内容に変更は無かった。」旨の供述から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。一方、A社(B市)に係るオンライン記録によると、同社は昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年12月1日に新たにA社(C市)が適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社(B市)において同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和34

年10月1日及び同年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうち、その後、A社(C市)で資格を再取得した10人のうち8人は、同社がC市で改めて厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日に資格を再取得していることが確認できる上、申立期間当時におけるA社の元事業主は、「古い話なので書類等は無いが、申立人の主張どおりである。」旨供述し、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるとの主張を認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、昭和34年12月1日から35年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人のA社(C市)における昭和35年6月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは 認められない。

申立期間①については、雇用保険の記録及び上記の元従業員の供述から、申立人が当該期間において、A社(B市)に勤務していたことは認められるが、同社における厚生年金保険の被保険者30人のうち、申立人を含む27人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和34年10月1日の1日前の同年9月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和34年10月1日から同年12月1日までの期間については、A社が改めて厚生年金保険の適用事業所となったのが、同年12月1日であることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚は申立期間①及び申立期間②のうち、昭和34年10月1日から同年12月1日までの期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述していることから、申立人の保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17683

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年5月から7年7月までは50万円、同年8月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から8年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年5月から7年7月までは50万円、同年8月から8年2月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成8年3月16日)の後の同年4月4日付けで、遡って6年5月から同年10月までは8万円、同年11月から8年2月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、離職日が平成8年3月15日と記録されており、上記減額訂正日には既に申立人は同社を退職していることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は平成6年11月16日に同社の取締役に就任したことが確認できるところ、同社の複数の従業員は、申立人は営業を担当しており、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間

に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年5月から7年 7月までは50万円、同年8月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年9月まで

私の妻は、結婚後から夫婦二人分の国民年金保険料をずっと納付しており、未納期間が無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、結婚後から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、婚姻当時の昭和57年3月頃の同時期に払い出されており、同年4月以降申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する前の63年7月までの期間の夫婦の保険料の納付済期間及び未納期間は同一であり、また、納付年月日が確認できる申立期間直後の61年10月から63年7月までの期間の夫婦の保険料は同一月に現年度納付されており、申立期間は夫婦とも未納期間となっている。

また、申立人については昭和 63 年2月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該時点で申立期間のうち 61 年1月以降の期間が未納であったことが推測され、妻については 63 年9月5日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該時点で 61 年7月以降の期間が未納であったことが推測されるが、申立人の妻は、当時夫婦二人分の保険料を遡って納付した記憶が乏しいことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は、昭和 59 年2月末に会社を退職してから結婚するまでの2年間は大学に通っており、母がこの期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親が行ってくれたはずと説明しているが、母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間前の厚生年金保険の被保険者資格取得時に交付された年金手帳を所持し、当該手帳の国民年金の記号番号欄には、婚姻後の昭和 61 年4月以降に第3号被保険者として国民年金に加入したことにより払い出された手帳記号番号が記載され、初めて被保険者となった日は 61 年4月1日と記録されていることが確認でき、当該加入手続時点では申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、申立期間は、平成5年12月13日及び22年10月22日の2回にわたり記録整備が行われ、未加入期間から強制加入被保険者期間とされたことがオンライン記録で確認でき、いずれの記録整備時点においても申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から56年3月まで

② 昭和56年4月から58年3月まで

私の母は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続をしてくれて、就職するまでの 国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①が国民年金の未加入で 保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続をして、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①は、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、申立人が所持している年金手帳の国民年金記録欄にも、資格取得日は56年4月1日と記載されており、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立期間②は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は 61 年7月頃に払い出されており、オンライン記録から 58 年4月から 61 年3月までの共済組合加入期間が 61 年7月 22 日に記録追加されたことが確認できることから、この時点まで申立期間①及び②は未加入期間であったと考えられること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、申立期間当時店に勤務しており、勤務先の店主が、私の国民年金の加入手続をし、給料から国民年金保険料を天引きして、納付していてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年4月に店主夫婦、店主の弟、元同僚と連番で払い出されており、31 年4月から申立人と一緒に店主の自宅に住み込みで働き、申立人と同様な立場にあった当該元同僚は、申立期間のうち 38 年度分の保険料を納付済みであるが、当該納付済保険料は特殊台帳及び年度別納付状況リストから第1回特例納付により納付していることが確認でき、申立期間当時は、申立人と同様未納であったなど、勤務先の店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年3月まで

私が 20 歳になったときに、私か父親が私の国民年金の加入手続を行い、その後は 私が国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は20歳当初に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年7月に払い出されており、申立人は保険料を遡って納付したことはないと説明している。

また、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月及び同年10月

私は、会社を退職するたびに国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年 金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社を退職するたびに区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が当時居住していた区の記録では、申立人は昭和61年7月16日から62年4月2日までの期間、平成13年2月1日から同年4月2日までの期間及び同年8月21日から14年4月1日までの期間は国民健康保険に加入していたが、申立期間は国民健康保険に加入していなかったことが確認できるほか、申立人が所持する年金手帳に記載されている申立期間の資格得喪記録は、平成13年2月に第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った際に記載されたものと推察され、当該種別変更手続の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの期間及び60年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和58年7月から同年9月まで

② 昭和60年3月から同年8月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に自身も関与したか記憶が定かでなく、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は申立人の国民年金に関して今は何も記憶していないと、申立人が説明しているなど、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち60年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の母親及び申立人自身は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成元年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を遡って数回に分けて納付した。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期や納付金額に関する記憶が曖昧であり、また、申立期間の保険料を遡って数回に分けて納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年11月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間直後の元年11月から2年1月までの期間、同年3月及び同年7月から3年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、この期間の納付を申立期間の納付として混同しているものと考えられる。

また、申立人は、上記の手帳記号番号払出時に交付された手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成4年9月から5年3月まで

私は、結婚した頃に役所で国民年金保険料の未納期間があると説明を受けたため、 保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は遡って納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻当初に申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人が婚姻した平成10年10月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に9年1月に付番されており、当該付番時点でも申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳の記号番号の記載が無く、基礎年金番号の付番前に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から 53 年3月までの期間及び 58 年7月から 60 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで

② 昭和58年7月から60年3月まで

申立期間①については、私が20歳になったのを機に、母が昭和52年4月頃に私の国 民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②については、 昭和58年に会社を退職したのを機に、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため当時の状況が確認できないこと、申立人は、昭和52年4月頃に母親が加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の53年7月頃に払い出されており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難なため当時の状況が確認できないこと、申立人が当該期間当時居住していた市の昭和60年12月11日に作成された国民年金被保険者名簿では昭和60年度から保険料が納付済みと記録されており、当該期間の保険料は未納と記録されていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月及び8年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成7年6月

② 平成8年5月から同年10月まで

私の妻は、私が会社を退職してからの未納だった国民年金保険料を平成9年7月又は8月頃に一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、妻は、一括で納付した保険料の金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年8月に付番されており、当該付番時点では、 申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、妻は、申立期間を含む平成7年6月から9年7月又は同年8月までの保険料を一括で納付したと説明しているが、申立期間①と②の間の7年7月から8年4月までの期間及び申立期間②直後の8年11月から9年8月までの期間の保険料は分割して納付されていることがオンライン記録で確認できること、申立期間②直後の8年11月から9年3月までの保険料は10年12月29日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から55年3月まで

私は、国民年金への加入を父に勧められたため、大学を卒業した昭和 49 年3月に 市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。翌月に国民年金保険料の納付書が届き、 その後は定期的に金融機関の窓口で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納 とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和55年4月頃に払い出されており、当該特例納付により申立期間の保険料を遡って納付することが可能ではあったが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。さらに、申立人は現在所持するオレンジ色の年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年8月まで

私は、20歳になった頃、町役場から国民年金保険料の納付書が送付されたため、2,000円から3,000円の保険料を郵便局か町役場の出張所でその年の夏頃まで毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人が毎月納付したとする保険料の納付方法は、申立期間当時に申立人が居住していた町で行われていた3か月ごとの保険料の納付方法と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年11月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から36年3月まで

② 昭和41年9月から44年3月まで

③ 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和 55 年2月頃にA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、それまで未納となっていた国民年金保険料を申立期間の①、②及び③を含め6回に分けて納付した。当該未納期間に係る保険料の納付金額は 50 万円くらいだった。申立期間の①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 55 年2月頃にA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、 それまで未納となっていた国民年金保険料を申立期間の①、②及び③を含め6回に分け て納付した。当該未納期間に係る保険料の納付金額は 50 万円くらいだった。」と主張 している。

しかしながら、申立期間の①の期間は、国民年金保険料の徴収が開始される前の準備期間とされていた期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として昭和35年10月1日と記載されているが、当該年月日は保険料の納付開始日を示すものではなく、国民年金の被保険者となるための手続上の資格取得の時期を示しているものである。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者台帳によれば、国民年金の手帳記号番号は昭和53年7月に払い出されていることが確認できる上、36年4月から41年8月までの期間の保険料は、55年6月26日に26万円が特例納付されていることが確認できるものの、申立人の申立期間の②及び③の保険料は、納付されていないことが確認できる。また、未納期間などがある場合に社会保険事務所(当時)において保存され

る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)においても、申立人の申立期間の②及び③の保険料は、納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人は昭和4年生まれで、その受給資格期間は288月であり、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、オンライン記録等により加入期間を推測すると、それまでの厚生年金保険加入期間と過年度納付された期間、第3回特例納付期間、申立人が60歳の前月までに保険料を納付することができる期間を併せると288月となり、受給資格期間の288月と一致する。これらのことから、申立人は、年金の受給資格を得るために、必要な月数の保険料を納付したものと推認することが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、また、申立人は50万円くらいを6回に分けて納付したとしているが、特例納付その納付の区分及びそれらの納付時期の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立人の申立期間の②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていたも のと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私の母は、私が 20 歳になった平成元年*月頃にA区B事務所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった平成元年*月頃にA区B事務所で私の国 民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張し ている。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成5年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、同年同月頃に交付されていることが確認できる年金手帳1冊以外には年金手帳を所持しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母は、「当該手帳以外に申立人に年金手帳が交付された記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、平成元年11月から3年2月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間は手帳記号番号が払い出される前は、国 民年金に加入していなかった期間であったことが推認できることから、申立期間は、制 度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、 確定申告書等の関連資料は無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の 保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の申立 期間の保険料を納付していたとする申立人の母が記憶している保険料の納付金額は、申立期間当時の実際の保険料額と相違する。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から7年3月まで

② 平成18年7月及び同年8月

私は、平成8年4月に会社に就職した際、同社の研修で「国民年金保険料は、きちんと納付しなければいけない。」という話を聞き、私の母に申請免除期間であった私の申立期間の①の保険料をC区で一括して追納してもらった。また、私は、平成 18年7月に会社を辞めた後やその後においても、申立期間の①及び②を含む国民年金の加入期間に未納が無いことを確認した。申立期間の①及び②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、「私の母に申請免除期間であった私の申立期間の①の国民年金保険料をC区で一括して追納してもらった。」と主張している。

しかしながら、申立人及びその母は、申立期間の①の保険料の追納の申出に係る記憶が曖昧である。その上、申立人が申立期間の①の保険料を追納してくれたとする申立人の母は、「娘から未納期間の保険料を納付してくれるように依頼され、一括で納付した記憶はあるものの、追納の申出を行ったり、追納した記憶は無い。」と述べている。また、オンライン記録によれば、当該期間の追納納付書が作成されておらず、申立期間の①の申請免除の24か月の期間に係る保険料が納付されていないことに加え、申立期間直後の平成7年4月から8年3月までの期間に係る保険料が、8年6月に過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人の母が申立人の保険料を一括して納付した期間は、当該過年度納付の期間であったとも考えられる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①の保険料を追納していたことを示す 家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、申立期間の①の保険料の追納 に関与していない。

2 申立期間の②について、申立人は、「自身で免除申請を行ったことは覚えている ものの、追納の申出及び追納を行った記憶は無い。」と述べており、申立期間の②の 保険料の追納の記憶は曖昧である。

また、平成 14 年以降は、平成 14 年4月に、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されたことから、保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の②の保険料を追納していたことを示す家計簿、確定 申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保 険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳によれば、昭和42年6月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、39年8月から40年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間については、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人は、「父から、申立期間の保険料を遡って納付したと聞いたことはない。」と述べている。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする申立人の父から申立期間当時の状況を聴取することはできないため、申立人の申立期間の保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から同年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、口座振替又は納付書により郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「私の父が、私の申立期間の国民年金保険料は口座振替により納付していた。」と主張し、申立人の父も、「息子の申立期間の保険料は、私の金融機関口座から、私の保険料と一緒に口座振替により納付していた。」と述べ、2人分の保険料の口座振替が記載された申立期間当時の普通預金元帳の写しを提出していた。しかし、申立人の父は、その後、「当該記録は私と妻の保険料の口座振替であり、息子は、申立期間の保険料を自分で納付していた。」と訂正している上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人も、「昔のことでよく覚えていない。」と述べている。これらのことから、申立人及びその父は、申立人の申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の平成9年12月に、申立期間当時居住していたA区から実家のB区へ転居しているが、申立人は、「私は平成9年12月以降もA区に居住していた。」と述べるなど、申立人の申立期間に係る保険料納付書の受領及び同保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

さらに、平成9年1月以降は、昭和59年2月以降記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録(未統合記録)が生ずる可能性や未加入者が保険料を納付する可能性が減少すると考えられることから、保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等

の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、私の夫の保険料と一緒に納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、私の夫の保険料と一緒に納付書により納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人及びその夫に係るA区の年度別納付状況リストによると、申立 人及びその夫の保険料が申立期間において未納となっていることが確認でき、オンライ ン記録とも一致している。

また、申立人は、「私たち夫婦の保険料は、納付書により金融機関で納付していた。」と述べているが、金融機関の収納業務において、同じ申立期間において二人分の保険料に過誤があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周 辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から41年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に区の出張所で国民年金の加入手続を 行った。私が結婚するまでの国民年金保険料については、母が集金人に納めてくれて いるところを見た記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する2冊の国民年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和41年6月に払い出されており、申立人は、これらの国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明していること、これらの国民年金手帳のうち、先に交付されている手帳には41年6月7日に発行された旨の記載があり、申立期間直後の結婚後の姓が記載されていること、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から同年12月まで

私は、平成2年10月に再就職したが、最初の3か月は試用期間であったため、会社で国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を給与引き落としで納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人が勤務していた会社から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年11月までの期間、53年12月及び54年6月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年11月まで

② 昭和53年12月

③ 昭和54年6月から56年3月まで

私は、昭和 53 年6月に会社を退職し、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年2月頃に払い出されており、この払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、国民年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」が昭和 53 年7月1日と記載されていることをもって、この当時に加入手続をしたと思うと説明しているが、当該年月日は国民年金被保険者資格を取得した日であり、国民年金の加入手続や保険料の納付を開始した時点を示すものではない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶及び保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年3月まで

私は、昭和 46 年4月に結婚した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 46 年4月に婚姻した際に区役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 53 年5月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から52年3月まで

私は、昭和 43 年4月に転居した先の市で、隣家の友人に勧められて市役所で国民年金の任意加入手続を行い、3か月ごとに市役所で手帳か帳面に判を押してもらい、国民年金保険料を納付していた。その納付記録は、52 年3月に転居して国民年金の手続を行った際に無くなってしまったものと考える。最初に交付された国民年金手帳は処分してしまったが、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時に居住していた市で国民年金に任意加入 したと説明するが、加入手続を行った時期の記憶が曖昧である。

また、口頭意見陳述において、申立人及びその夫は、申立期間後の昭和 52 年 3 月に 転居した市で、国民年金の継続に係る手続を行ったと説明しており、その場合、行政側 は、申立人が所持する年金手帳の住所欄に新住所を追記するか、年金手帳の汚損等によ り手帳を再交付する必要がある場合は既に払い出されていた国民年金手帳の記号番号を 当該年金手帳に記載することになるが、当該市では、申立人に対して、52 年 8 月 19 日 の任意加入により、新規の手帳記号番号を払い出している。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄及び当該市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は任意加入により昭和52年8月19日に初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、口頭意見陳述において、夫から、申立期間当時の申立人の手帳記号番号である 可能性があるメモとして一連の数字が提示されたが、この一連の数字は手帳記号番号と は全く桁数も異なり、国民年金に係る記号及び番号を示すものとは考えられない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和62年3月

私は、会社退職時に、会社から退職月の昭和 62 年3月は厚生年金保険には未加入 となるため、国民年金保険料を納付するように言われたので、同年4月に区出張所 で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和62年3月31日の国民年金被保険者資格の取得及び直後の同年4月1日の当該資格の喪失に係る記録は、平成元年4月27日に記録追加されていることが確認でき、申立期間はそれまで未加入期間であったため、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は記録追加された時点で申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から 10 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年7月まで

私は、平成9年8月に会社を退職した後は専門学校に通っていたので、国民年金保険料を納付することが困難になり、保険料を納付していなかった。しかし、納付書が再度送付されてきたため、祖母に資金を援助してもらって保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の加入手続の時期、場所、保険料の納付額及び申立人の祖母からの援助額に関する記憶が曖昧であり、資金を援助したとする祖母からは当時のいきさつ及び援助額等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が平成9年8月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、国民年金への加入勧奨が行われたものの、申立人は11年8月24日まで加入手続を行っていなかったことが確認できるほか、申立期間は、未加入期間であるため、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月、同年3月、58年4月から60年9月までの期間、63年1月から平成元年4月までの期間、同年8月、同年9月及び3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和56年2月及び同年3月

② 昭和58年4月から60年9月まで

③ 昭和63年1月から平成元年4月まで

④ 平成元年8月及び同年9月

⑤ 平成3年9月

私は、平成 12 年頃に臨時収入があったため、未納だった夫婦二人分の国民年金保 険料を社会保険事務所(当時)または金融機関でまとめて納付した。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、各申立期間に係る国民年金の資格取得及び喪失記録は、国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年3月に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点及び申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成12年時点で、申立期間の保険料はいずれも時効により納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から56年5月まで

私は、昭和 55 年4月に会社を退職し専業主婦になったので、市役所で国民年金の加入手続を行い、最寄りの郵便局で国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は会社を退職した直後の昭和55年5月に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人が現在所持している国民年金手帳には被保険者資格取得日は56年6月5日、被保険者の種別は「任」と記載され、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年2月

私の母は、私が 20 歳になった平成4年*月に国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれた。姉も同様に 20 歳になったときから母が保険料を納めたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする母親は、加入手続をした時期、場所及び納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、姉も自分と同様に 20 歳になったときから母親が保険料を納付したと聞いていると説明しているが、申立人の姉は、23 歳を過ぎた平成5年*月頃に国民年金の手帳記号番号が払い出され、同年9月に3年8月から5年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、姉が 20 歳時の2年*月から3年3月までの期間は未加入、同年4月から同年7月までの期間は未納であることなど、申立人の説明とは相違する。

さらに、申立人に基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私の義兄は、私の国民年金の加入手続をし、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたのではないかと思う。結婚後は、私の妻が国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和39年4月から申立人が婚姻した同年12月までの期間については、申立人の義兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、昭和35年10月から37年4月頃までの間に払い出されているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする義兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、当該期間当時義兄が居住していた区とは別の町で一人暮らしをしていたと説明していることから、義兄は当該区で申立人の保険料を納付することができないなど、申立人の義兄が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち婚姻後の昭和40年1月から41年3月までの期間については、申立人の2回目の手帳記号番号が41年5月に妻と連番で払い出されていることが確認できるが、当該記号番号の資格取得日は40年11月30日となっていることから、当該手帳記号番号では、当該期間のうち40年10月以前の期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻も、申立人と同様、41年4月から保険料の納付を開始しており、その前の40年11月から41年3月までの保険料は未納であることなど、申立人の妻が当該

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年6月までの期間及び48年1月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から47年6月まで

② 昭和48年1月から49年2月まで

私は、昭和 45 年9月に会社を辞めた際に国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 45 年9月に会社を辞めた際に国民年金の加入手続をしたと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は58 年11 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から12年3月までの期間及び14年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月から同年12月までの国民年金保険料については、学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月から12年3月まで

② 平成14年4月から同年12月まで

私が 20 歳になってから学生納付特例制度の適用開始までの期間は、母が私の国民 年金保険料を納付してくれていた。同制度の適用開始後は、父が毎年私の学生納付特 例の申請手続を行ってくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が 学生納付特例による免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧であること、申立人の母親及び母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする父親は、いずれも当該期間の保険料が未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、国民年金の学生納付特例の申請手続に関与しておらず、学生納付特例の申請手続をしたとする父親は、手続を行った時期に関する記憶等が曖昧であること、当該期間及びその前後の期間の学生納付特例の申請状況についてみると、当該期間前の平成12年度の保険料については12年7月25日に、直前の13年度の保険料については13年5月30日に、当該期間後の15年度については15年5月30日にそれぞれ学生納付特例の申請手続が行われているが、当該期間直後の15年1月から同年3月までの保険料の学生納付特例の申請手続については15年2月6日に行われ

ていることがオンラインで確認できることから、14 年度の保険料については、申請手続が遅れたため、当該年度の申請月の前月の 15 年1月分から学生納付特例期間とされたもの考えられることなど、申立人の父親が申立期間の学生納付特例の申請手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から60年3月まで

私の祖父は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業して 就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする祖父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとする祖父が居住していた町とは別の区に居住していたことが戸籍の附票から確認でき、申立人は祖父が申立人の居住区に国民年金の加入手続に来た記憶が無いと説明していること、申立人の祖母及び両親は、祖父が申立人と申立人の姉の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の姉は国民年金に未加入であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成7年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の祖父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から52年2月まで

私は、結婚後すぐに夫に私の国民年金の加入手続をしてもらい、加入後は、集金人の女性に国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする夫から当時の加入状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人が当時に居住していた市では昭和48年3月までは印紙検認により保険料を収納する方式であったが、申立人は、印紙検認により保険料を納付した記憶は曖昧であり、保険料の納付額に関する記憶も定かでない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 52 年3月に任意加入により払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年5月までの期間及び45年10月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から45年5月まで

② 昭和45年10月から47年12月まで

私は、婚姻した際に国民年金に加入し、その後は昭和 45 年 6 月から同年 9 月までの期間を除き国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間②直後の昭和 48 年1月に任意加入で払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年3月まで

私は、大学4年生のときに区出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、20歳に遡って国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は大学4年生のときに国民年金の加入手続を行い20歳に遡って保険料を一括して納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年5月に払い出され、申立人はこの払出時点で過年度納付することが可能であった53年4月から55年3月までの保険料を納付していることが確認でき、当該払出時点は第3回特例納付の実施期間中ではあるものの、申立人は保険料を特例納付したことはないと説明している。

また、申立人は上記の手帳記号番号払出時に交付された年金手帳以外に別の国民年金の手帳記号番号が記載された手帳を受領、所持した記憶は無いなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月から平成元年3月まで

② 平成元年4月から3年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。 申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納と されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及び国民年金の加入手続を行ったとする母親は、申立人が20歳になった昭和63年*月頃に加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の資格得喪欄には、申立人が学生となった平成元年4月1日に被保険者資格を喪失し、学生が強制加入被保険者となった3年4月1日に被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録でも当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかった期間であるほか、申立人及びその母親は申立期間当時に別の国民年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から59年3月まで

私は、昭和 57 年3月頃に転居をした際、転入手続と同時に国民年金の加入手続を 行い、それ以降の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、転入手続と同時に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年7月13日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち57年4月以降の期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明しているほか、当該払出しの年金手帳とは別の手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を、A市内又はB区内にある金融機関で納付した。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について「A市内又はB区内にある金融機関で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の申立期間の保険料は、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によれば、納付されていない記録となっていることが確認できる。また、申立人は、昭和56年3月29日にA市からB区に転入していることが申立人の戸籍の附票により確認することができる。このことに関連して、A市の担当者は、「当市は、申立期間当時、2か月ごとに保険料を収納していた。申立人は、昭和56年3月にA市から転出したため、同年2月及び同年3月の保険料は、収納日である同年4月に口座から引き落とせなかった。同年2月及び同年3月の保険料は、当市では収納していない。」と説明しており、申立人も、「A市において保険料の口座振替に使用していた金融機関の口座の預金残高を、同市からB区に転居する際に、ほかの金融機関の口座に移したかもしれない。」と述べている。

また、申立人は、前述のとおり、昭和56年3月29日にB区に転入していることから、この転入時期における国民年金の納付書の発行の可能性について同区に確認したところ、同区の担当者は、「申立人は昭和56年3月29日に転入しているが、この場合、同年3月の保険料はすぐに過年度となるため、当該納付書の発行は間に合わない。このため、申立人が、年度末の当該転入日の1日、2日のうちに、納付書の発行を特に申し出ていなければ、当区では納付書は発行しなかったと考えられる。」と説明している。その上、申立人も「転出及び転入の際に申立期間の保険料の納付について聞かれた記憶は無

い。」と述べている。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)においても、申立人の申立期間の保険料は納付されていない記録となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで

② 昭和37年9月から38年3月まで

③ 昭和38年7月から39年8月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の①、②及び③の国民年金保険料を納付してきた。加入手続をしたのに、保険料を納付していない期間があるのはおかしい。また、私と私の両親の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、私の父が自身の国民年金の加入期間の保険料を全て納付しているにもかかわらず、私と私の母に未納期間があるというのもおかしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立書において、「支払うべきと判断したものは欠かさず支払い、支払わないと決めたものについては、一切支払わないという性格であるため、断片的に8か月分の国民年金保険料(申立期間の①と②の間の昭和 37 年度における5か月分及び申立期間の②と③の間の 38 年度における3か月分の合計8か月分と考えられる。)のみ納付した事実は無い。」ことなどを理由とし、「申立期間の①、②及び③の保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によると、申立 人の昭和37年度及び38年度に係る保険料の納付月数は、37年度が5か月、38年度が 3か月とそれぞれ記録されていることが確認でき、オンライン記録におけるそれぞれの 納付月数と一致しており、申立期間の①、②及び③の保険料は、未納となっていること が確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の手帳記号番号払出簿によれば、申立人の両親と連番で、昭和 37 年1月頃に払い出されていることが推認できるものの、

申立人は、申立期間の①、②及び③の保険料の納付時期、納付頻度等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立人の母の特殊台帳において昭和 37 年度の「納付月数」欄が「07」又は「09」と記入されていたものが「05」と訂正されていたことについて、申立人の納付記録をもとに母の納付記録の帳じりを合わせたのではないかとする旨の主張をしている。しかし、仮に、申立人の母の 37 年度の納付月数が、訂正前は「07」又は「09」であったとしても、申立期間②を含む当該年度に申立人の未納期間は存在することになる。

その上、申立人は、申立人とその両親の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、申立人の父が自身の国民年金の加入期間における保険料を全て納付しているにもかかわらず、申立人とその母に未納期間があるというのもおかしいとする旨の主張をしている。しかし、申立期間の①、②及び③当時、申立人と同居していたとする申立人の両親から、当時の申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、 確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の手帳記号番号払出簿によれば、前述の手帳記号番号とは別に、新たに申立人の妹と連番で、昭和 48 年7月頃に払い出されていることが推認できる。しかし、申立期間の①、②及び③は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することはできない期間である。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていたも のと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から平成4年10月まで

② 平成4年12月から平成16年9月まで

私は、留学先から戻った平成元年4月頃に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間の①及び②の国民年金保険料の納付について区役所職員に相談したところ、「扶養だから大丈夫。」との回答だった。申立期間の①及び②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、留学先から戻った平成元年4月頃に、A区役所で国民年金の加入 手続を行った。」と主張している。

しかしながら、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、 オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成11年8月23日に付番されて いることが確認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことを うかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、制度上、基礎年金番号の付番の 時点より前の期間において、国民年金保険料の納付免除の申請を行うことはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の②の直後の平成16年10月から17年6月までの期間の保険料については、16年11月30日付けで保険料の納付免除の申請をしていることが確認でき、当該納付免除の申請をした時点において、同年10月より前の期間である申立期間の①及び②は、制度上、申請による保険料の納付免除を受けることができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②については、申立人に係る保険料の納付免除の申請に係る記録を確認することができない上、申立人は、保険料の納付免除の申請手続に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料の納付免除を申請し、保険料の納付義務を免除

されたことを示す関連資料が無い。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10996 (事案 552 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の妻は、自宅を訪れた区役所の職員に「国民年金への加入は、国民の義務。」と説明されて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人の1か月分の国民年金保険料を納付した。その後A区へ転居後は、私が、主に区役所の出張所で夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人が申立期間の国民 年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険 料の納付方法等に関する申立人の記憶は不明確である上、妻も当該申立期間の保険料が 未納になっており、また、申立人は、区役所の出張所で定期的に保険料を納付していた と説明しているが、申立期間直後の昭和40年4月から43年3月までの期間の保険料を 43年4月及び45年4月に過年度納付しているなど、申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20年7月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところ である。

今回、申立人は、前述の決定に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出等は無く、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年1月まで

私は、昭和 50 年4月にA区に転入し、しばらくしてからA区の社会保険事務所 (当時) から送付されてきた納付書により、A駅近くの金融機関で申立期間の国民年 金保険料を数か月分ずつまとめて何回かに分けて納付してきた。申立期間が国民年金 に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年4月にA区に転入し、しばらくしてからA区の社会保険事務所から送付されてきた納付書により、A駅近くの金融機関で申立期間の国民年金保険料を数か月分ずつまとめて何回かに分けて納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払 出簿によれば、申立期間の後の昭和53年3月16日に払い出されていることが確認でき る。その上、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをう かがわせる事情は見当たらない。また、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳 によれば、53年2月16日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得しているこ とが確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であ り、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)等によれば、申立人にはA区に居住する前に居住していたとするB市において前述の手帳記号番号が昭和 47 年4月頃に払い出されていることが確認できるものの、特殊台帳並びにB市及びその後に居住していたとするC市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の 47 年4月から同年6月までの期間の保険料の納付は確認できるものの、申立期間の保険料の納付については確認できない。

さらに、特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和 49 年3

月 28 日にC市に転入し、「不在被保険者 52.4.1」と記載されていることが確認でき、申立期間当時、申立人が居住していたとする住所に納付書が送付されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

東京国民年金 事案 10998 (事案 863 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年12月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により駅前の金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人は会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、毎月定期的に納付書により保険料を納付し、まとめて納付したことがないと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は退職後半年以上を経過した昭和48年3月に払い出されており、さらに、納付したとする保険料額が異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、前述の決定に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出等は無く、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私の父は、私が国民年金の第3号被保険者になった昭和61年4月以降も、私の申立期間の国民年金保険料を父の金融機関口座から口座振替により納付してくれていた。 父が死亡した半年後の62年9月頃、母から「口座振替を停止してよいか。」と電話で尋ねてきたので、私は支払いを停止してくれるように答えたことを記憶している。 少なくとも申立期間の保険料は納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が国民年金の第3号被保険者となった昭和 61 年4月以降 も、私の申立期間の国民年金保険料を父の金融機関口座から口座振替により納付してく れていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更に係る処理日は、昭和61年4月15日であることが確認できる。このことから、申立人は、申立期間中においては国民年金の第3号被保険者であり、申立期間は、制度上、被保険者が直接保険料を納付することを要しない期間となり、申立人の保険料を納付していたとする父の金融機関口座から口座振替が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の 保険料を納付していたとする父及び口座振替を停止したとする母から、当時の状況等を 聴取することができないため、当時の保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年9月まで

私は、申立期間当時において国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時において国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張している。また、申立人は、「私の保険料の納付開始時期は昭和56年10月とされているが、私が所持しているA区が発行した『国民年金 口座振替開始のお知らせ』における「振替の開始日」は56年7月15日とされており、一致しておらず、おかしいと思う。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和56年10月24日に国民年金への任意加入の手続が行われたことにより払い出され、同年10月に付加保険料の納付の申出が行われていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、付加保険料を含めて、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、前述の「国民年金 口座振替開始のお知らせ」のほかに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人が国民年金に加入した当初に納付していたとする保険料の納付金額は、申立期間当初の保険料額と相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、前述の申立人が所持しているA区が発行した「国民年金 口座振替開始のお知らせ」における「振替の開始日」欄については、当該口座振替開始のお知らせにおいて、「振替の開始期間」欄に記載されている「昭和57年4月~昭和57年6月分」の保険料の合計額と、「開始日の振替金額」欄に記載されている金額が一致していることが確認できることから、当該口座振替開始のお知らせにおける「振替の開始日」欄には、57年7月15日と記載されるべきものが誤って記載されたと考えるのが自然である。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私が申立期間の直前に勤務していた会社を退職した際、退職した会社が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。納付書が郵送されてきたので、お金に余裕があるときに、私が申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所(当時)で納付した。保険料を遅れて納付したこともあるが、必ず保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が申立期間の直前に勤務していた会社を退職した際、退職した会社が、 私の国民年金の加入手続を行ってくれた。納付書が郵送されてきたので、私が申立期間 の国民年金保険料を社会保険事務所で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の昭和 61 年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、別の年金手帳を持っていた記憶も無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、58年5月から 59年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、昭和61年4月から63年3月までの期間の保険料は、 時効期限直前の63年5月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点にお いて、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、当初、申立期間の保険料として納付したとする保険料の納付金額を40万円くらいと述べていたが、その後、20万円くらいと変更しているなど、保険料の納付金額及び納付期間の記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等

の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から10年5月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、記憶している給与支給額と相違している。21万円前後の給料額だったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の平成9年分及び10年分の源泉徴収票によると、賞与を除く申立人の報酬月額は約17万円であったことが確認でき、給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に基づく保険料と一致している。

また、雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額を基に算出した月額は、17万7,000円であり、申立人が主張する21万円前後の報酬月額をうかがうことができない。

さらに、申立人の後任者である同僚は、「時給は、800 円から 850 円と記憶している。」旨 供述しているところ、同僚から提出された高年齢雇用継続給付支給決定通知書に記録された賃 金支払額から、時給が 800 円程度であったことが確認でき、オンライン記録によると、同僚の 標準報酬月額は申立人の標準報酬月額と一致又は低くなっていることが確認できる。

加えて、A社における申立人の標準時間月額は、平成8年9月の資格取得時は17万円、9年10月の定時決定は19万円と2等級上がっており、オンライン記録では、遡って標準時間月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準時間月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準時間月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から38年5月4日まで

平成20年11月に、年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知ったが、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届いたので、申立てをした。

脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 5 月 4 日の前後 5 年以内に資格喪失した者 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者のうち 1 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしている上、申立人と脱退手当金の支給決定日が同日の者が2 名いることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から30年1月29日まで

② 昭和31年4月1日から36年11月1日まで

③ 昭和38年8月2日から39年12月21日まで

④ 昭和40年2月1日から43年12月1日まで

⑤ 昭和43年12月1日から44年1月21日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。同社を一旦退職した後(申立期間②後の昭和 37 年頃)に、脱退手当金を2万2,000円くらい受給した記憶はあるが、申立期間③、④及び⑤については、脱退手当金を受給した覚えは無い。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間①から⑤までの被保険者期間を対象として昭和44年12月23日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、脱退手当金を申立期間②後の37年頃に会社から受け取った記憶はあるが、申立期間③、④及び⑤については、脱退手当金を受給した覚えは無いと主張している。

しかし、申立人が主張している申立期間②後の昭和 37 年頃には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記の申立期間⑤後である 44 年 12 月 23 日支給決定の記録のみであり、加えて、申立期間⑤に係るA社の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、申立人が受給を認めている申立期間①及び②に、申立期間③、④及び⑤を加えた申立期間の全てを対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、同年 12 月 23 日に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月10日から29年8月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

申立期間後に勤務したB社を退職したときには、同社の期間のみについては脱退手 当金を受給したが、申立期間であるA社の脱退手当金は受給していないので、年金記 録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後の昭和 38 年に、同社の被保険者期間についてのみ脱退手当金を受給したが、申立期間のA社勤務の期間については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、当時は、制度上、女性が脱退手当金を受給するためには、被保険者期間が24か月必要であったところ、B社における申立人の被保険者期間は20か月で受給要件を満たしておらず、申立人は、同社における被保険者期間のみでは、脱退手当金を受給できない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和38年4月17日の直前の同年3月8日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、オンライン記録によると、申立期間であるA社の被保険者期間16か月とB社の被保険者期間20か月を合算した36か月を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年5月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の預金通帳の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における業務内容に関する具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事業所及び 申立人が同事業所の本部であったとするB法人が申立期間に厚生年金保険の適用事業所 となった記録は確認できない。

また、B法人に照会したが回答が得られず、同法人に係る商業登記簿謄本において確認できる当時の代表役員、申立人が記憶している同法人の人事担当者及びA事業所の同僚等は所在不明であることから、これらの者から、B法人及びA事業所における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人から提出された預金通帳の写しからは、申立期間に振込みが確認できるものの、振込者の記載が無いことから、A事業所又はB法人からの振込みであるかを確認することができない上、当該振込額からは厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成3年5月1日から8年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に 見合う標準報酬月額より低くなっていると主張している。

しかしながら、A社の元事業主に照会したが回答が得られず、申立人も給与明細書等の資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立期間にA社において被保険者記録のある4人の従業員に照会したところ、 二人から回答があったが、給与明細書等の資料を保有している者はいなかった。

なお、申立人のA社に係るオンライン記録に不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月25日から同年9月2日まで

② 昭和46年8月15日から同年10月1日まで

Aセンターに勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間の うちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間もそれぞれの事業所に 勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、Aセンターで勤務していた複数の従業員の供述から、期間 は特定できないものの、申立人が同法人に勤務していたことは推認できる。

しかし、Aセンターは、既に解散しており、事業主の連絡先が不明であるため、申立人の同センターにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同センターにおける申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 44 年9月2日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、Aセンターに係る事業所別被保険者名簿において被保険者となっている 16 人に照会したが、申立期間①における同法人の厚生年金保険の取扱いに関する資料や 具体的な供述を得ることはできなかった。

2 申立期間②については、申立人は当該期間もB社に勤務し厚生年金保険に加入して いたと主張している。

しかし、B社から提出された辞令簿及び社内通報には、申立人の入社日は昭和 46 年 10 月1日と記載されており、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険 者資格取得確認通知および標準報酬決定通知書」に記載された資格取得日と一致していることが確認できる。

また、B社における申立人の雇用保険の資格取得日は昭和46年10月1日と記録さ

れており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②にB社の給与計算を担当していた経理責任者は、申立人の資格取得日が昭和46年10月1日であれば、同年10月の厚生年金保険料から控除を開始したはずである旨供述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月7日から43年5月20日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の回答から判断すると、期間は特定できないもの の、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局においては、同社に係る商業登記の記録が確認できない上、申立人が記憶していた事業主は連絡先が不明のため、申立期間当時の同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚5人のうち二人は既に死亡しているため照会できず、連絡先の判明した3人に厚生年金保険料控除を確認できる資料の有無について照会したが、二人は、資料が無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月12日から37年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 27 年から 37 年までの在籍中は現場監督や現場の手伝いをしていた。当時携わった建設物件リストと同社での勤務を証言できる小学校の同級生及び申立期間当時、同社と取引のあった会社の連絡先を提示するので、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和37年8月31日まで継続して勤務していたと申し立てている。 しかし、申立人から提出されたA社において携わった建設物件リストは、内容が具体 的な記載であることから、同社との関わりはうかがうことはできるものの、申立人と同 社との雇用関係は不明であり、厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

また、申立人がA社での勤務を証言できるとした小学校の同級生は、「申立人と私とは職場が違うため、申立人のA社の退職日は不明である。」と供述し、同社の取引先であるB社は、「申立人のA社での勤務期間や雇用形態については分からない。」と回答し、申立人が昭和 27 年頃同期入社をしていると記憶している同僚は、「申立人の勤務期間は覚えていない。」と回答していることから、申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、A社は、平成 16 年7月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社における申立期間当時の人事・社会保険事務担当者は、「A社は、既に解散していることから人事記録等の資料は残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明であり、同社の創業者は、国の機関出身だったので、社

員ならば法令に準じて社会保険の手続をしていたと思う。随時改定も正しく届出をしていたので、申立期間における標準報酬月額の算定の手続で社員の記録が8年間も抜けてしまうことはあり得ない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員9名は、「申立人を記憶していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月28日から30年12月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に健康保険証を使用した記憶があり、申立期間当時の社員旅行で撮影した写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における従業員の供述及び申立人の妻の具体的な供述により、期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の妻から提出された申立期間当時の社員旅行で撮影した写真については、撮影時期が特定できず、申立人と共に写っている1名はA社に係る事業所別被保険者名簿では氏名が確認できず、他の1名は氏名が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人の妻は、「申立期間に長男の出産及びA社が火事になったときのやけどでB区にある病院で健康保険証を使用した。しかし、当該病院は、既に昭和 50 年代に無くなった。」と述べており、当該病院を特定することができないため、申立人のA社における健康保険証の使用について、確認することができない。

さらに、A社は、「昭和 10 年代から保管する履歴書、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届及び喪失届の資料を探したものの、申立人の氏名を確認できないため、申立人の勤務が確認できない。」と回答している上、同社の経理担当者は、「申立人は、短期的な仕事であったか、勤務時間が短いことから、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間に整理番号の欠番は見

当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月26日から63年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額の半分以下になっている。申立期間の一部の給与支払明細票を提出するので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額の半分以下になっていると申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された昭和61年8月の給与支払明細票によると、報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、株式会社A社における複数の従業員が所持していた申立期間当時の給与支払明細票によると、報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低く、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において経理部門を担当していた役員は、「A社の多くの従業員の給与は、完全歩合制であった。1年間のうちに繁忙期と閑散期があったが、標準報酬月額の算定時期は繁忙期に当たり、この期間に支払われる給与額を社会保険事務所(当時)にそのまま届け出てしまうと、従業員の標準報酬月額が異常に高くなってしまう。そのため、標準報酬月額は低く届け出ていた。」旨供述している。

加えて、申立期間当時、A社で給与及び社会保険事務を担当していた従業員は、「A 社の従業員の給与の一部には賞与分が含まれており、月額給与から賞与の額を除いた残 額を報酬月額として届け出ていたので、標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなるこ とがあった。」旨供述している。

このことから、A社では、厚生年金保険料の負担を軽減するために、社会保険事務所に対して、実際の給与額よりも低い給与額を報酬月額として届け出ていたことがうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る賃金 台帳等の資料は保存されておらず、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から10年2月7日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬 月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から6年10月までは53万円、同年11月から10年1月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年10月26日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理日に おいて、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年にA社が事実上倒産したため、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険を脱退する手続をしに行ったが、標準報酬月額の減額訂正の説明は受けていないとしているところ、同社の経理担当者及び経理事務を委託されていた税理士は、同社の厚生年金保険に関する届出事務については、申立人が全て権限を有していたとし、同社は申立期間当時、資金繰りが非常に悪く、社会保険事務所から再三呼び出され、申立人が社会保険事務所によく行っていたとしていることから、申立人が同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に係る届出に関与していたと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17635 (事案 4780 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月31日から29年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、記録を訂正できないとの通知を受けたが、一緒に入社した同僚は加入記録が継続しており、当該通知には納得できないので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できるが、同社は既に事業を廃止しており、当時の代表者は死亡していることから、同社及び当該代表者に申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、また、同僚は、入社後一定期間は社会保険に加入していなかったとし、社会保険に加入するまでの期間は給与から保険料が控除されていなかったと供述していること、さらに、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員の入社日と被保険者資格取得日を比較したところ、入社日から一定期間経過後に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、一緒に入社した同僚は申立期間にA社において加入記録があるとして、上記通知には納得できないとしている。

しかしながら、申立人は、当該同僚とは異なる職種であったとしており、申立期間に A社において被保険者資格を取得している従業員に自身の職種を照会したところ、全員 が当該同僚と同一の職種であり、申立人と同一職種であったとする者は確認できない。

また、当該同僚は、死亡しており照会することができないものの、当該同僚と同一の

職種であった別の同僚は、自身の職種は、組立て等の業務で経験を求められる職種であったとしており、当該同僚の職種は、申立人の職種と異なる厚生年金保険の取扱いであったことがうかがえる。

以上のことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月21日から57年7月1日まで

A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

また、A社が加入していたC厚生年金基金では、当時の届出書の書式は複写式であったとしているところ、同基金が保管する事業所別加入員記録・月額累計表によれば、申立人の同社における加入員記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、元従業員への照会を希望しないとしていることから、元従業員から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月17日から同年12月1日まで

第四種被保険者として加入した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A事業所を昭和58年11月16日に退職し、社会保険事務所(当時)で第四種被保険者の手続を行った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法によると、旧厚生年金保険法第 15 条第1項に定める第四種被保険者は、老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に、その期間を満たすまで退職後も被保険者となることができることとされているところ、申立人は、申立期間の開始時(昭和 58 年 11 月 17 日)において、既に受給資格期間を満たしているため、制度上第四種被保険者として厚生年金保険に加入することはできない。

また、「任意継続被保険者第四種被保険者資格取得申出受付および資格喪失申出受付 (資格喪失・取得取消連絡)経過簿」及び第四種被保険者名簿には、申立人に係る記録 は見当たらない。

さらに、申立人提出の昭和 58 年給与明細のメモに記録されている任意継続保険料額 (2万5,560円)は、直近の勤務時における標準報酬月額(41万円)から推測できる申立期間当時の厚生年金保険第四種保険料(4万3,460円)と大きく乖離しているところ、B健康保険組合は、内部資料により申立人がA事業所を退職後、健康保険に任意加入していた形跡が見られるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から17年7月1日まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているが、実際の報酬月額は90万円であった。確定申告書及び決算報告書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 16 年 7 月から 17 年 6 月までは 62 万円と記録されていたところ、18 年 2 月 24 日付けで、溯って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当時会社の経営は厳しかったが、保険料の滞納は無かったとしているところ、申立人が提出したA社の第5期(平成 16年4月1日から 17年3月 31日まで)決算報告書により、同社は債務超過の状況であったことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間及び上記減額訂正 処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

加えて、申立人は、社会保険に係る届出事務について、顧問の社会保険労務士に委託していたが、代表者印は自ら管理していたとしているところ、年金事務所は、A社から社会保険事務所(当時)に提出のあった平成18年2月24日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、遅延理由書等を保管しており、当該理由書には、申立人の代表者印が確認できることから、申立人が当該届出書類に代表者印を押したと推認でき、申立人が当該減額訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る当該減額訂正処理に同意しながら、その減額訂正が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に

係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月頃から44年3月頃まで

② 昭和47年4月頃から48年3月頃まで

③ 昭和48年4月頃から49年1月頃まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元代表者は、「申立人を知っているが、申立人は、当社には在籍していなかった。」とし、申立人を知る同社の複数の元従業員も、「申立人が同社で勤務していた記憶は無い。」旨それぞれ供述しており、申立人の勤務を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無く、社会保険 事務所(当時)の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②については、元代表者の妻の供述から判断すると、時期は特定できないが、 申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、適用事業所としての記録は無い。

また、上記元代表者の妻は、「厚生年金保険の適用事業所になったものの、厚生年金保険の加入を希望する者がいなかったので、誰も厚生年金保険の資格を取得させなかった。」旨供述している。

申立期間③については、現在の代表者及び元従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は昭和 53 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③においては、適用事業所としての記録は無い。

また、申立人を知る上記元従業員は、「C社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、

国民年金及び国民健康保険に加入していた。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間において、 国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 17642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

② 昭和38年5月1日から同年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①及びC社(現在は、D社)E事業所に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、D社E事業所から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和 38 年4月1日にA社に臨時補充員として採用され、同年5月1日にC社E事業所に配属、同年7月1日に事務員となり、F共済組合に加入したことが確認できる。

しかし、A社は昭和40年8月1日に、C社E事業所は同年7月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、各申立期間において、適用事業所としての記録は無い。

また、B社及びD社E事業所は、当時の賃金台帳等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管しておらず、臨時補充員の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、申立人はA社における同僚を記憶しておらず、また、C社E事業所における複数の同僚の所在を特定することができず、各申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月25日から28年10月1日まで

② 昭和31年9月20日から32年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和27年3月25日から44年5月29日まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における複数の同僚の回答により、申立人が当該期間 に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年10月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、事業主は既に死亡しており、また、社会保険担当者は連絡先不明のため、同社から申立期間①の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、昭和 27 年3月にA社に入社した同僚は、「同社に入社したとき、社会保険は無いと言われた。」と回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 28 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料について照会したが、いずれも資料を保有していないため、これらの者から、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、A社における複数の同僚の回答により、申立人が当該期間 に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和31年9月20日に移転の

ため厚生年金保険の適用事業所でなくなり、32 年 6 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、事業主は既に死亡しており、また、社会保険担当者は連絡先不明のため、同社から申立期間②の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、昭和 31 年4月にA社に入社した従業員は、「入社して一定期間経過後、厚生年金保険に加入し、保険料が控除された。」、また、32 年3月に同社に入社した従業員は、「同年6月に厚生年金保険に加入し、保険料が控除された。」と回答している上、同社の複数の従業員に、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料について照会したが、いずれも資料を保有していないため、これらの者から、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年9月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年7月から4年9月までは17万円、申立期間である同年10月から5年8月までは15万円とされているところ、同社は、申立期間当時の従業員に係る関係資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出状況及び厚生年金保険料控除額について確認することができない旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社における申立人の資格取得日(平成3年7月1日)及び平成4年の定時決定に係る処理が5年7月12日付けで遡って行われていることが確認できる。このことについて同社の現在の事業主は、申立人については、入社当初において勤務が継続できるか分からなかったため厚生年金保険に加入させなかったが、社会保険事務所(当時)からの指導があり遡って加入させた旨供述している。

さらに、オンライン記録から申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる二人の従業員のうち、連絡の取れた一人は、当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、当時の同社における厚生年金保険料の控除に係る取扱い及び当該控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立人から提出のあった記録メモには、平成2年7月当時の報酬月額、交通費及び退職日(平成5年9月7日)等は記載されているものの、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については記載が無いため、これらを確認することができず、このほかに、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等

を保管していない旨供述しているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から11年12月1日まで

A社(現在は、B社)に保険外交員として勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円から26万円までの範囲の額であることが確認できる。

申立人は、「入社時の給与は13万円くらいだったが、数年後には40万円くらいになった。その後バブル経済がはじけ、歩合が下がり平成10年頃からは30万円台に落ちたが、それでも、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額よりは高かった。」と主張し、実際に支給された給与の月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、A社を買収したB社は、「申立期間当時の関係資料について、保存期限経過により破棄した。」と回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社が加入していた健康保険組合が保管する申立人に係る記録によると、平成4年7月、5年7月及び8年7月の随時改定の記録は無いものの、その他の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、同社は、社会保険事務所(当時)にオンライン記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、A社D営業所で保険外交員として勤務していた同僚3人は、保険外交員の給与は基本給と業績給からなっていたが、厚生年金保険の標準報酬月額と比較して給与の総支給額の方が高かった旨供述しているものの、当該同僚3人は、当時の給与明細書等

を保存していないため、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について 確認することができない。

加えて、A社に係るオンライン記録において、申立人とほぼ同時期に被保険者となっている従業員 20 人に照会し、9人から回答があったものの、当時の給与明細書等を保存している者はいなかった。なお、このうち、確定申告書は保存していると回答した一人は、「同社の社会保険等の事務処理は正しく行われていたと思う。」と供述している。このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月1日から同年9月15日まで

② 昭和30年4月1日から31年3月20日まで

③ 昭和34年9月1日から35年3月20日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②、B社に勤務した期間のうち申立期間 ③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、当時の記録を保管していないので申立人の在籍が確認できないとしていることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における上司及び同僚を 11 人記憶しているが、連絡先が判明 した6人に照会したところ、全員から回答があり、4人は申立人を記憶しているものの、 申立人の退職日及び申立人と一緒に勤務した期間を明確に覚えていないことから、これ らの者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ いて供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員5人に照会したところ、回答があった4人のうち二人は申立人を知っていると回答しているが、申立人の退職時期を覚えておらず、ほかの二人は申立人を知らないと回答していることから、これらの者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人と同様にA社において、厚生年金保険の

被保険者期間に空白期間がある申立人と同じ昭和 12 年生まれの者が二人おり、このうち一人は連絡先が不明であるが、一人は申立人と同じ工員で、空白期間があることについて、その間、会社に退職届を出さずに職探しをしていたと供述している。

申立期間③について、B社の複数の同僚の供述から、申立人は申立期間③当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、昭和36年6月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及 び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、B社に昭和34年9月1日に一緒に入社した同僚二人を記憶しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、この二人は申立人と同じ35年3月20日に厚生年金保険の資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人がB社に同じ頃に入社したとする他の同僚も昭和35年3月15日に厚生年金保険の資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から44年6月1日まで

② 昭和44年6月30日から47年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社にアルバイトで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者名簿(連名式)」により、申立期間外の昭和44年6月1日から同年6月30日までの記録は確認できたが、申立期間①の被保険者記録は無いと回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶していない。そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①において被保険者記録がある従業員に照会したところ、従業員の一人は、申立人を記憶しているが、申立人の入社時期は記憶していないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②のうち、昭和44年6月30日から同年7月30日までの期間については、 雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務したことは認められる。

しかし、A社は、上記の被保険者名簿(連名式)により、申立期間外の昭和 44 年6 月1日から同年6月 30 日までの記録は確認できたが、申立期間②の被保険者記録は無いと回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の被保険者名簿(連名式)の備考欄に「退職バイトニ」と記載されている

ところ、A社は、アルバイトは社会保険には加入させていないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和33年10月10日から平成8年8月1日までの期間において、B共済組合に加入していることが確認できるところ、申立人は、申立期間①及び②当時、B公社の健康保険証をもらっていたとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案17659 (事案770の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から平成2年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から保険料控除が確認できないこと及び厚生年金保険の被保険者とならない従業員がいたとの事業主の証言等から、申立ては認められなかった。今回、新たに当時勤務していた同僚4名の名前を思い出したので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が覚えていた1名の同僚が被保険者名簿に記載が無く、A社において厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、また、元事業主が、申立期間当時、業務内容により一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったと供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報(新たに思い出した同僚4名の氏名)を提出して、申立 人がA社において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

しかし、申立人のA社における申立期間に係る勤務については、既に前回審議において確認されているところである。

また、今回調査の同僚の一人から、前回調査における元事業主の「業務内容により、一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」との供述と同様の供述を得たほかは、申立人に係る保険料控除に関する供述等を得ることはできなかった。

以上のことから、申立人が提出した新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月6日から38年4月16日まで

平成22年に年金記録に関するはがきを受け取った際に脱退手当金の支給記録があることを知った。ねんきん特別便を見るまでは脱退手当金という言葉を知らなかったし、支給された記録のある時期は主人の転勤が多く、自分で手続をするとは考えられない。よく調査をして年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年4月16日の前後2年以内に資格喪失した者12名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、当該事業所では、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月25日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から27年4月1日まで

厚生年金保険の記録のうち、最後に勤務した期間については脱退手当金を受給したことは承知しているが、最初の勤務期間についても日本年金機構からのハガキによって、脱退手当金を受給したこととなっていることを知った。申立期間については、受給した記憶が無いので、調査して脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月29日から45年8月10日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を引き継いだB社の現在の事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、 申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、A社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる複数の従業員は、申立人を記憶していない又は不明と回答している上、同社に係る商業登記簿及びオンライン記録によると、申立期間における同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失届の受付日は昭和34年3月28日であることが確認できるほか、遡って訂正等の不自然な記載は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は昭和36年4月から48年3月までの国民 年金保険料を特例納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生 年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年5月まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同社に臨時職員のタイピストとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった映画制作関係者と一緒に写っているスナップ写真の裏面に昭和 44 年にプリントされた印字が認められること及びA社の映画作品のスタッフ連絡網に申立人の氏名が記載されていることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社から提出のあったA社及び同社C支社の社員名簿において、申立期間を含めた期間に入社した記載のある従業員全員が、同社及び同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該社員名簿に申立人の氏名は確認できない。

また、上記のスタッフ連絡網において氏名の記載のある 25 人のうち、A社C支社の 総務担当者を除く 24 人は、同社及び同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿及び事業所別被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。

さらに、B社は、「申立人は社員名簿に氏名が無いため、A社の社員ではなかったと思う。また、スタッフ連絡網に記載がある者については、同社C支社の総務担当者以外の者は、社員名簿に氏名が無く、社員かどうかの確認ができない。当社は完成した映画の宣伝・営業をしており、当該映画作品は別の会社で制作した可能性が高く、当該総務担当者は撮影現場の面倒をみていたのだと思う。」旨を回答している。

加えて、申立期間にA社及び同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及

び事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認できた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月1日から52年6月1日まで

② 昭和53年8月21日から54年冬頃まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に 申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、昭和 50 年 6 月 30 日と記録されており、申立人が同社に同日から勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の手続及び保険料控除について確認することができない。

また、当時の経理担当者二人に照会したところ、「自分は申立人より先に入社し、申立人がA社に勤務していたことを記憶している。」旨供述しており、このうち一人は、「当時、同社においては社会保険の加入の希望を聞いていたが、社会保険に未加入の従業員から保険料控除はしていなかった。」旨供述している。

さらに、申立人より先に入社したとする従業員は、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、「社会保険の加入の希望を聞かれたか否かの記憶は無い。」旨回答している。

加えて、申立人は昭和 50 年6月には国民年金保険料を納付しており、また、同年7月から52年3月までについては国民年金の免除申請をしていることが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 53 年 8月 20 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、雇用保険の受給記録においては、昭和53年8月29日に受給資格が決定され、 同年9月4日から90日分の失業等給付を受けていることが確認できることから、当該 期間の勤務が確認できない。 さらに、申立人は昭和 53 年8月から国民年金保険料を納付していることが確認でき、 申立人も、「同年8月から国民年金保険料を納付した。」旨回答している。

加えて、申立期間②にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員5人のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、3人から回答があり、このうち一人は前述の経理担当者の一人であり申立人を記憶しているが、他の二人は「申立人を知らない。」と回答している。

また、申立人より後に被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人は自分より先に退職したが、申立人の退職日は記憶していない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月1日から61年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「申立期間当時の標準報酬月額について確認できる給与明細書を保有していない。」旨供述していること及びA社の元事業主から年金記録確認に係る回答が得られないことから、同社における申立期間について、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の複数の元従業員に照会したが、「申立期間当時、同社では 60 歳の定年退職の2年前から役職を解かれて指導役という呼称となり、役職手当が無くなる制度があったため標準報酬月額が引き下げられた。」旨供述している上、上記被保険者名簿では、60 歳の定年退職時に資格喪失した厚生年金保険被保険者の標準報酬月額が、申立人と同様に引き下げられている記録が多数確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人を含む多数の元従業員の標準報酬月額は、通常の定時決定時又は随時改定時に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社が加入している健康保険組合の業務委託先の担当者は、「申立期間当時の同社では、内務職員について、昭和57年4月から60歳までの定年延長の実施に伴って、55歳以降の定期昇給の停止及び58歳以降の指導役の新設などがなされ、定年退職前に指導役という立場となり標準報酬月額を引き下げられる制度があったため、内務職員であった申立人も当該制度が適用されたと思われる。」旨供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 東京厚生年金 事案 17679 (事案 1258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月20日から41年12月20日まで

申立期間は、A社のあっせん、仲介により、B国のC社で、まぐろ延縄漁船に乗船 勤務したが、申立期間に係る船員保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立て たところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録 訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、帰国後に公共職業安定所で失業保険の給付金を半年間受給していたことから被保険者だったはずなので、新たな資料や情報は無いが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、船員手帳の交付を受けた記憶は無く、出入国の際にはパスポートの発給を受け、民間の船舶を利用したと供述しているところ、A社の現地事務所の事務責任者は、募集説明会において、申立人を含む応募者全員に対し、同社はその仲介を行うだけで、雇用契約は、現地法人のC社と直接結ぶことになること及び勤務期間中は日本の社会保険の適用は受けないことを説明し、それらを了承した者のみを渡航させたと供述していること、船員法では、船員とは、船舶法に定める日本船舶等に乗り組む船長及び海員並びに予備船員と規定されているところ、申立人が申立期間に乗船勤務した漁船については、外国籍船であり、かつ、船舶所有者が外国法人であることから、船舶法に定める日本船舶等には該当せず、申立人は船員法上の船員ではなかったものと判断されることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は当該通知内容に納得できないとして、新たな資料の提出は無い ものの、申立期間に係る事業所をC社からA社に変更し、再度調査してほしいと申し立 てている。 このため、A社に再度申立人の勤務実態や保険料控除の状況が確認できる資料の提出 を依頼したが、同社では「当社が申立人を雇用した事実は無く、当社に申立人の勤務実 態や保険料控除を確認できる資料は存在しない。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶する、申立人と同時に採用された同僚4名についても、A 社に係る船員保険被保険者名簿に氏名は確認できない上、申立人と同じ頃、C社に雇用 され、申立人が乗り組んだ船の船長として勤務したとする者に照会したところ、同人は、 「C社での勤務期間は、日本の保険には加入できず、船員手帳もB国のものを所有して いた。」と供述しており、オンライン記録からも、同人が同社で勤務していたとする期 間において、船員保険及び厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「帰国後にD地区の公共職業安定所で失業に係る給付金を半年間 受給していたので、船員保険の被保険者であったはずだ。」と主張しているところ、E 公共職業安定所D出張所では、「申立人が帰国した昭和 42 年当時、船員保険の被保険 者であった者が受給できる失業に係る給付金は、運輸局から支給されるもので、公共職 業安定所から支給することは無い。」としている。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月2日から44年1月31日まで

平成22年10月に届いた「確認ハガキ」を見て、脱退手当金の支給記録が有ること を初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無い ので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 44 年 3 月 4 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格が有り申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 1 月 31 日の前後 2 年以内に資格喪失した 17 名中、申立人を含む 7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 6 名が資格喪失日から 2 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、「事業所が脱退手当金の請求手続をした。」と供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、資格喪失日から約1か月後の昭和 44 年3月4日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給 していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から同年12月25日まで

② 昭和36年12月25日から38年9月15日まで

③ 昭和38年10月25日から40年2月21日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届いたが、脱退手当金を請求してはいないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間③に 勤務したA社を退社後、3年余りを経過した昭和43年6月18日に支給決定されており、 この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退 手当金計算書」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び計算書の記載内容と オンライン記録の記載内容は一致している。

また、申立人は、A社を退社後、婚姻するとともに転居しているところ、当該裁定請求書において、氏名及び住所の欄には、婚姻後の姓及び転居後の新住所が記載されており、被保険者として使用された事業所の欄には、申立期間①と申立期間②に勤務した異なる事業所について、両事業所の関係を知らなければ一つの事業所として記載できないと考えられるにもかかわらず、一つの事業所として両期間が合算して記載されているなど、申立人又はその家族等でなければ知り得ないと考えられる内容が記載されている。

さらに、上記脱退手当金計算書においては、脱退手当金の送付先として、申立人が昭和43年6月当時居住していた上記新住所近くの都市銀行支店の名称が記載されている。加えて、申立人は、申立人の夫から「二番目の子供が生まれた半年後くらい(昭和43年*月頃)に、自分が申立人の脱退手当金を受給した記憶がある。」と言われた旨を供述している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係

る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から45年4月1日まで

平成 20 年1月に年金の受給手続に行き、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 45 年 5 月 16 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性であって脱退手当金の受給資格のある 42 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、22 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね 6 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚は、「脱退手当金については、自動的に会社の方で手続してくれた。」と供述していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和45年5月16日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から51年4月まで

② 平成2年6月から4年8月1日まで

③ 平成7年4月から16年5月1日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、自ら代表を務めていたB社に勤務した期間のうち申立期間②及び③の加入記録が無い。同社は、社会保険の加入が義務付けられた業種であり、一時脱退した期間はあったが、厚生年金保険の加入期間が、15年間のうち3年半しか無いのは納得できない。申立期間①、②及び③について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社元従業員の供述及び同社における仕事の実績として提出された申立人保管資料(昭和50年11月同社発行の月刊誌に掲載されている申立人が執筆したとする記事の写し)から判断すると、申立人は、申立期間①の頃に、同社に関わる仕事に従事していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の代表者は既に死亡し、その当時に在籍していた従業員も全員 退職している上、同社は、平成8年の事務所移転時に、昭和50年代及び60年代の資料は一掃したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない旨回答している。

また、現在の総務担当者は、正社員として雇用した従業員全員を厚生年金保険に加入させているが、A社が保管している被保険者名簿(昭和 48 年以降)に申立人の氏名は見当たらず、申立期間①当時の雇用形態は多種多様であり、社長の一存で決められていたときもあった旨供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚一人は既に死亡しており、そのほか申立 期間①当時に勤務していた複数の従業員に照会を行ったが、申立人の雇用形態や厚生 年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る 事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名は記載されておらず、当該名簿の健康保険被 保険者証番号は連続しており欠番も無いことから、社会保険事務所(当時)において、 申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、B社に係る履歴事項全部証明書及び年金事務所の保管 資料から判断すると、申立人は、同社設立日(平成2年6月11日)から当該期間も 同社の代表取締役であったことが認められる。

また、申立期間③のうち平成 14 年9月以降の期間について、B社名義の預金通帳において、売上金と見られる入金取引が複数回確認できることから、当該期間における同社の事業活動の実態が推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は、平成4年8月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となる前の期間である。また、同社は7年3月31日に適用事業所ではなくなった後、16年5月1日に改めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③も適用事業所ではない期間である。

さらに、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、平成8年5月13日から16年5月2日までの期間に、C市において同保険に加入していたことが確認できることから、申立人が当該期間にB社において健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、申立人は、B社が行っていた業種については、監督機関から事業所に対する社会保険の加入が義務付けられており、その確認資料を当該機関に提出しているので調査してほしい旨申し立てているが、当該機関では、平成 16 年に申立人から提出された7人分の健康保険被保険者証(平成 16 年5月1日被保険者資格取得、同年7月 26日交付)の写しが保管されているが、それ以前の資料等は現存しておらず、申立期間②及び③における同社の社会保険加入の事実については不明である旨回答している。

このほか、申立人について申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②及び③当時の従業員数は5人から7人程度と少ないことから、代

表取締役である申立人が、B社において、社会保険の届出等に関する権限を有し、給与からの保険料の控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される者であることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。他の病院で勤務した記録はきちんとつながっているのに、同病院に勤務した期間だけが空いているのは納得できない。同病院は3月31日に退職しており、資格喪失日は4月1日になるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年3月31日までA病院に勤務していたと申し立てているが、同病院から提出された申立人の人事記録及び同病院の回答によると、60年10月1日に医員(非常勤職員)として採用され、62年3月30日に退職したことが確認できる。

また、A病院が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、 申立人の被保険者資格喪失日は、昭和62年3月31日と確認できる上、当該資格喪失日 は、オンライン記録と一致している。

さらに、上記人事記録によると、A病院での任期は1日として3月30日まで日日更新されるという労働契約で採用し、以後更新しなかったことが確認できる上、同病院は、申立期間当時の年度末における非常勤職員の取扱いについて、3月30日付け退職、3月31日付け資格喪失としており、申立期間の厚生年金保険料の控除については、当時の資料は無いものの、控除はしていない旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、A病院において年度末の3月における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、全員が、3月31日となっており、4月1日に被保険者資格を喪失している者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月から32年6月まで

A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同営業所に厚生年金保険被保険者証を提出した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の人事資料等を保管しておらず、B営業所も既に存在していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録は、オンライン記録と一致しており、A社B営業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が姓名を記憶する同僚二人について、A社B営業所における厚生年金 保険の加入記録は確認できないほか、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員に照 会を行ったが、申立人について記憶している者はいなかった。

加えて、上記従業員各々の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を調査したところ、確認ができた9人全員に5か月から46か月の差異が認められ、ほとんどの者が、A社では試用期間があった旨供述していることから、同社では、入社後の試用期間を設け、相当期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

その上、A社B営業所に係る事業所別被保険者名簿から、被保険者資格の取得手続は 不定期にまとめて行っていたことがうかがわれるほか、申立期間において、当該名簿の 健康保険被保険者証の番号は連続しており欠番は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年頃から32年頃まで

② 昭和32年頃から34年頃まで

A社(商業登記簿上は、「B社」)に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間は確実なものではないが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の所在地に関する申立人の供述が具体的であること等から判断すると、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間①の頃に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生 年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録は、オンライン記録と一致しており、B社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、B社の商業登記簿謄本から、同社の元役員に照会したが、回答を得ることができなかったほか、申立人は、同社における同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。 2 申立期間②について、C社に係る事業所別被保険者名簿において申立人が同僚として挙げた者の姓を確認することができること等から、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和37年10月 1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、かつ、同社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、同社の代表取締役等は死亡又は現在の連絡先が不明のため、これらの者から申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、 回答のあった二人のうち一人は、昭和 37 年に同社に入社し、同社を厚生年金保険の 適用事業所にするための事務を担当したこと及び同社が適用事業所となる前は厚生年 金保険料は給与から控除されていなかったことを供述しており、もう一人は、自身は 34年4月に同社に入社したが、申立人を記憶していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。